

令和7年度
自己点検評価書

令和7(2025)年12月
青森中央学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1. 使命・目的	8
基準 2. 内部質保証	13
基準 3. 学生	19
基準 4. 教育課程	37
基準 5. 教員・職員	58
基準 6. 経営・管理と財務	68
IV. 法令等の遵守状況一覧	80

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

青森中央学院大学は建学の精神として「愛あれ、知恵あれ、真実（まこと）あれ」を掲げている。「愛」とはキリスト教のアガペ、仏道での慈悲の語で表されるものに近く、いつくしみをもって愛する「慈愛」のことであり、「知恵」とは、ものごとの識別に使われる知恵とそれを超える統合的な知恵を含んだ優れた知恵「英知」ということである。また、「真実あれ」とは、真の世界をとらえることで、科学的知識・技能を超え、絶対的な真理をとらえることである。高い教養と専門的知識・技能をそなえた豊かな人格形成は、「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」が渾然一体となってこそ形成される。青年後期の、アイデンティティを確立する大切な時に、本学の建学の精神にそった学生生活を送ることは、若人のロマンとチャレンジ精神を発揚させ、生涯学習への豊かな稔りに連なるものでもある。

青森中央学院大学の教育理念は、「地域を愛し、世界を翔（かけ）る」のスローガンの下、国際的視野をもって地域課題に取り組む人材を育成することであり、それが本学の使命でもある。建学の精神を踏まえ、高い教養と専門的知識をそなえた豊かな人格形成を目指すことが、教育理念と使命の追求の根幹となるものである。

2. 青森中央学院大学の教育目的と教育方針

青森中央学院大学の教育目的は、教育基本法及び学校教育法、ならびに建学の精神に基づき、学校教育法の定めるところに従って、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、地域社会の生活、文化の向上と産業経済の発展に貢献する人材の育成にある。

この教育目的を達成するために、教育方針としては、以下の四点にまとめられる。

- 1) 学生が主体的に問題意識を深め、自ら学修を継続し、明日を創造する能力を育む。
- 2) 学ぶ側に立ち、学生の着実な理解・修得につながる教育を実践する。
- 3) 単に知識を教えるだけでなく、知識を活用できる、生きた「知」を育む。
- 4) 教員同士が連携を保ち、教育内容及び教育方法の有機的なつながりを持って教育を行う。

3. 青森中央学院大学の特色

青森中央学院大学は、開学以来一貫して地域の知的中核拠点としての役割を旨とし、地域人材の育成を志向してきた。その一環として、キャリア支援を含む学修支援に注力しており、結果として、低い退学率、高い就職率が維持されている。また、国際化の推進も開学以来の特色で、現在はアジア圏の6ヵ国と1地域からの留学生が在籍しており、海外交流協定締結大学は23大学を数える。本学学生の派遣留学支援も実施しており、語学教育支援や海外留学・海外インターンシップ費用支援などが含まれる。

経営法学部においては、積極的な地域連携の下に教育研究を展開しており、特に学生

教育においては、地域課題をテーマとしたアクティブ・ラーニングをはじめとする実践的教育を進め、その一部は海外でも実施してきた。キャリア教育に関しては、公務員志望者が多いことから、公務員講座などの試験対策にも力を入れており、高い公務員合格率を挙げている。

看護学部においては、平成30(2018)年に別科助産専攻を開設し、看護師、保健師に加えて助産師を養成できる体制になっている。また、実践を重視した教育を展開しており、シミュレーション教育と臨地実習の充実を図っている。看護学部においても国際交流を進めており、タイのチュラロンコン大学看護学部、サイアム大学看護学部との協定に基づき、学生も含めた学術交流を行っている。また、学生の短期海外留学の実績もある。看護師国家試験に関しては、毎年全国平均を上回る合格率を達成しており、就職率も100%を継続している。令和2(2020)年からは、青森県で最初の看護師特定行為研修を開始し、20名(1期生5名、2期生6名、3期生5名、4期生4名)の研修修了者が県内医療機関等で活躍している。

大学院地域マネジメント研究科においては、法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメント力を持った高度な職業人の育成を目的としている。現在は在籍者の大部分を留学生が占めており、留学生としての視点から地域課題に取り組む独創的な研究を含め、活発な大学院教育を進めている。特に、国際性を活かしたグリーンツーリズム、スポーツツーリズムなどについて、地域との緊密な連携の下に教育研究成果の社会還元にも努めている。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

学校法人青森田中学園の歴史は昭和 21(1946)年、終戦直後の廃墟と化した青森市に創立された青森珠算簿記学院に始まる。地域の発展に伴って青森田中学園も徐々に発展を遂げる中、平成 10(1998)年に青森中央学院大学が開学し、わが国で初めての経営法学部が設置された。平成 16(2004)年には、大学院地域マネジメント研究科(修士課程)を設置、同年、青森中央学院大学地域マネジメント研究所が設置された。平成 26(2014)年には、看護学部看護学科が設置され、二学部体制となった。

昭和 21(1946)年 6 月	青森珠算簿記学院(現 青森中央経理専門学校)並びに青森裁縫学院(現 青森中央文化専門学校)創立
昭和 31(1956)年 3 月	学校法人田中学園 設置認可
昭和 45(1970)年 1 月	学校法人青森田中学園に組織変更
昭和 45(1970)年 4 月	青森中央女子短期大学開学(現 青森中央短期大学食物栄養学科)
昭和 46(1971)年 4 月	青森中央女子短期大学附属第一幼稚園(現 認定こども園青森中央短期大学附属第一幼稚園)開設
昭和 49(1974)年 4 月	青森中央短期大学幼児教育学科(現 青森中央短期大学幼児保育学科)開設
昭和 55(1980)年 4 月	青森中央短期大学第二附属幼稚園(現 認定こども園青森中央短期大学附属第二幼稚園)開設
昭和 56(1981)年 4 月	青森中央短期大学附属第三幼稚園(現 認定こども園青森中央短期大学附属第三幼稚園)開設
昭和 63(1988)年 4 月	青森中央短期大学経営情報学科開設
平成元(1989)年 4 月	青森中央短期大学専攻科福祉専攻科開設
平成 10(1998)年 4 月	青森中央学院大学(経営法学部経営法学科)開学(青森中央短期大学経営情報学科学学生募集停止)
	本部棟・図書館棟・プール棟・国際交流会館竣工
平成 11(1999)年 4 月	経営法学部に教職課程(中学校社会・高等学校公民)を設置 青森公立大学と単位互換協定締結
平成 12(2000)年 10 月	大連外国語学院(中国)との交流に関する協定を締結
平成 13(2001)年 8 月	上海大学(中国)短期留学プログラム開始
	平成 14(2002)年 10 月 学術交流会館竣工
	野球場・陸上競技場・サッカー場・テニスコート完成
	アメリカ留学プログラム(南メイン大学他)開始
平成 15(2003)年 4 月	ボクシングジム完成
平成 16(2004)年 1 月	タイ国立カセサート大学との交流に関する協定を締結
平成 16(2004)年 4 月	青森中央学院大学大学院(地域マネジメント研究科)開設 青森中央学院大学地域マネジメント研究所開設

青森中央学院大学

	<p>経営法学部に教職課程（高等学校商業）を設置 地域マネジメント研究科に教職（専修）課程（中学校社会、高等学校公民・商業）を設置 上級秘書士課程を設置 柔道場完成</p>
平成 18(2006)年 4 月	青森中央短期大学看護学科開設・7号館竣工 図書館増設
平成 19(2007)年 3 月	ベトナム国立貿易大学と交流に関する協定を締結
平成 19(2007)年 5 月	運城学院（中国）と交流に関する協定を締結
平成 20(2008)年 2 月	青森県十和田市と連携協力協定を締結 青森地域大学間連携協定を締結
平成 20(2008)年 4 月	学習支援センター開設 国際語学サポートセンター開設
平成 20(2008)年 5 月	吉林化工学院（中国）と交流に関する協定を締結
平成 20(2008)年 6 月	青森中央学院大学開学 10 周年記念総合運動場完成
平成 20(2008)年 9 月	戦略的大学連携支援事業の共同実施に関する協定を締結
平成 20(2008)年 12 月	青森中央学院大学開学 10 周年記念式典・祝賀会举行
平成 21(2009)年 3 月	青森中央短期大学 平成 20 年度第三者認証評価の結果適格と認定（財団法人 短期大学基準協会）
平成 22(2010)年 3 月	青森中央学院大学 平成 21 年度第三者認証評価の結果適格と認定（財団法人 日本高等教育評価機構）
平成 22(2010)年 4 月	青森中央学院大学経営法学部経営法学科 中学校教諭一種免許状（社会）高等学校教諭一種免許状（公民・商業）認定 青森中央短期大学食物栄養学科 中学校教諭二種免許状（家庭）栄養教諭二種免許状認定、幼児保育学科 幼稚園教諭二種免許状認定
平成 22(2010)年 5 月	青森中央短期大学開学 40 周年記念式典举行
平成 22(2010)年 8 月	僑光科技大学（台湾）と交流に関する協定を締結
平成 22(2010)年 10 月	青森中央短期大学開学 40 周年記念祝賀会举行
平成 22(2010)年 10 月	青森中央短期大学がタイ国立チュラロンコン大学看護学部と学術協定を締結
平成 22(2010)年 10 月	上海大学国際交流学院（中国）と交流に関する協定を締結
平成 23(2011)年 2 月	泰日工業大学（タイ）と交流に関する協定を締結
平成 24(2012)年 4 月	青森中央文化専門学校服飾一般課程の廃止
平成 24(2012)年 12 月	ユーパラーウィッタヤライスクール（タイ）、ワーリーチェンマイスクール（タイ）、モンフォートカレッジ（タイ）、ダーラーアカデミー（タイ）、プリンスロイヤルカレッジ（タイ）と交流に関する協定を締結
平成 25(2013)年 3 月	青森中央短期大学看護学科がタイ国立チュラロンコン大学看護

青森中央学院大学

平成 25(2013)年 5 月	学部と国際シンポジウムを開催（於：タイ・バンコク） 南台科技大学（台湾）、南開科技大学（台湾）、チューヴァンアン ハイスクール（ベトナム）と交流に関する協定を締結
平成 25(2013)年 10 月	青森中央学院大学経営法学部経営法学科の入学定員を 150 人に 変更
平成 25(2013)年 10 月	青森中央学院大学看護学部看護学科設置認可 入学定員 80 人
平成 26(2014)年 2 月	7 号館増築、2 号館新築
平成 26(2014)年 3 月	青森市横内町会と連携・協力に関する協定を締結
平成 26(2014)年 4 月	青森中央学院大学看護学部看護学科開設 青森中央短期大学看護学科募集停止
平成 26(2014)年 7 月	東北師範大学人文学院（中国）と交流に関する協定を締結 青森中央学院大学看護学部開設記念式典・記念講演・記念パーテ ィー挙行 青森中央学院大学看護学部とチュラロンコン大学看護学部とで 交流に関する協定を締結
平成 26(2014)年 11 月	呉鳳科技大学（台湾）と交流に関する協定を締結 レジーナセーリーカレッジ（タイ）と交流に関する協定を締結 青森中央学院大学とサイアム大学看護学部（タイ）とで交流に関 する協定を締結
平成 27(2015)年 1 月	青森市横内地区 10 町会と青森中央学院大学他と横内地区まちづ くり協議会を設立
平成 27(2015)年 3 月	青森市と包括的な連携に関する協定を締結 尊孔独立中学（マレーシア）、レクイドンハイスクール（ベトナ ム）、クオックホックハイスクール（ベトナム）、チュンヴォンハ イスクール（ベトナム）と交流に関する協定を締結
平成 27(2015)年 10 月	むつ市および弘前大学とむつ市にむつサテライトキャンパスを 設置
平成 28(2016)年 3 月	久留米大学と大学間連携に関する協定を締結
平成 29(2017)年 3 月	青森中央学院大学 平成 28 年度大学機関別認証評価の結果大 学評価基準に適合と認定（公益財団法人 日本高等教育評価機 構）
平成 30(2018)年 3 月	新体育館、スポーツ屋内練習場、人工芝サッカー場竣工
平成 30(2018)年 4 月	青森中央学院大学別科助産専攻（定員 5 名）開設
平成 31(2019)年 4 月	青森中央学院大学経営法学部経営法学科の収容定員 700 人の変

青森中央学院大学

令和 2(2020)年 2 月	更に行わず、入学定員を 150 人から 165 人、2 年次編入学定員を 20 人から 8 人、3 年次編入学定員を 20 人から 8 人に変更 青森中央学院大学 看護師特定行為指定研修機関に指定
令和 2(2020)年 8 月	青森中央文化専門学校服飾高等課程の廃止認可
令和 2(2020)年 10 月	青森中央学院大学・青森中央短期大学が青森県立大湊高等学校と高大連携に関する協定を締結
令和 4(2022)年 10 月	青森中央学院大学と F P T 大学（ベトナム）との 学術交流協定締結
令和 4(2022)年 11 月	学校法人青森田中学園とオリンピア校（ベトナム）との 学術交流協定締結
令和 4(2022)年 11 月	学校法人青森田中学園と学校法人下山学園五所川原高等学校 との連携協力協定締結
令和 5(2023)年 1 月	青森中央学院大学・青森中央短期大学とグエン・タット・ ティン大学（ベトナム）との学術交流協定締結
令和 5(2023)年 1 月	青森中央学院大学・青森中央短期大学が青森県立木造高等学校 と高大連携に関する協定を締結
令和 5(2023)年 3 月	学校法人青森田中学園と馬偕医療管理専科学校（台湾）との 学術交流協定締結
令和 5(2023)年 3 月	青森中央短期大学 令和 4 年度大学機関別認証評価の結果 短期大学評価基準に適合と認定（一般財団法人大学・短期 大学基準協会）
令和 5(2023)年 5 月	青森中央学院大学と慈濟大学附属高級中学校（台湾）との 交流に関する覚書締結
令和 5(2023)年 10 月	青森中央学院大学・青森中央短期大学が青森県立三沢商業高等 学校と高大連携に関する協定を締結
令和 6(2024)年 2 月	青森中央学院大学・青森中央短期大学が青森県立青森北高等学 校と高大連携に関する協定を締結

青森中央学院大学

令和 6(2024)年 3 月	青森中央学院大学が令和 5 年度大学機関別認証評価の結果、評価基準に適合と認定（公益財団法人日本高等教育評価機構）
-----------------	---

2. 本学の現況

- ・ 大学名

青森中央学院大学

- ・ 所在地

青森県青森市大字横内字神田 12 番地

- ・ 学部構成

学 部 経営法学部 経営法学科

看護学部 看護学科

大学院 地域マネジメント研究科 地域マネジメント専攻（修士課程）

- ・ 学生数、教員数、職員数

- ・ 学生数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

学部名	学科名	1 年	2 年	3 年	4 年
経営法学部	経営法学科	162	148	158	190
看護学部	看護学科	74	66	73	82
大学院		専攻		1 年	2 年
地域マネジメント研究科		地域マネジメント専攻（修士課程）		8	11

- ・ 教員数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手
経営法学部	経営法学科	15	6	9	1	—
看護学部	看護学科	12	3	7	4	5

大学院・専攻	教授	准教授	講師	助教	助手
地域マネジメント研究科 地域マネジメント専攻（修士課程）	10	1	—	—	—

※大学院は、学部の教員が兼ねている教員数。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

<大学・大学院>

建学の精神および教育目的、教育方針は本学ホームページに掲載するとともに、学生便覧巻頭にも明示している。学生便覧は学生、教職員、役員に配布している。大学院学生便覧は学生に配布し、教職員にはデータで周知している。また、教育方針は、毎年度はじめに実施している教員研修会において周知している。学外関係者としては、外部評価会議において委員に事前配布している【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】。

<エビデンス集>

【資料 1-1-1】 青森中央学院大学令和 6 年度学生便覧 5～6 頁

【資料 1-1-2】 青森中央学院大学大学院令和 6 年度学生便覧 1～2 頁

1-1-② 中期的な計画への反映

使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

<大学・大学院>

建学の精神や使命・目的及び教育目的を達成するため、「青森中央学院大学中期計画平成30(2018)年度～令和4(2022)年度」を策定し、組織横断的な課題を中心に13項目の事業計画を定めている【資料 1-1-3】。例えば、大学の教育目的にある国際社会に貢献する人材養成として、学生の海外経験促進を計画として取り入れた。また、経営法学部の教育目的である進取性に富み良識ある職業人養成として、本学独自の特別養成プログラムの発展を計画として取り入れた。さらに、看護学部の教育目的である地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材養成として、地元に着目した教育研究・研修機能をもつ看護実践センターの検討を計画として取り入れた。令和4(2022)年度には、中期計画の完遂を見据えた上で、「青森中央学院大学中期計画令和5(2023)年度～令和7(2025)年度」を策定し、これは

以下に述べる「青森田中学園中期経営計画令和3(2021)年度～令和7(2025)年度」との整合性を図るとともに、計画期間を合わせるために3年間の計画とした【資料 1-1-4】。

「青森田中学園中期経営計画令和3(2021)年度～令和7(2025)年度」は「教育改革・学生支援」「経営基盤安定化」「危機管理」「グローバル化」「入試広報」「キャリア支援」「地域連携・地域貢献」「研究活動推進」「ブランドイメージ」の9項目の戦略を設定し、それぞれの基本方針と目標、計画を定めている【資料 1-1-5】。いずれの戦略も、教育目的に明示されている「国際社会」「地域社会」へ貢献できる人材育成を念頭に作られている。

<エビデンス集>

【資料 1-1-3】 青森中央学院大学中期計画平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

【資料 1-1-4】 青森中央学院大学中期計画令和5(2023)年度～令和7(2025)年度

【資料 1-1-5】 青森田中学園中期経営計画令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

<大学・大学院>

本学の個性・特色は、学校法人青森田中学園の建学の精神、すなわち「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」に基づき、大学の教育目的に具現化されている。青森中央学院大学「愛あれ」とは慈しみ愛する「慈愛」のことであり、「知恵あれ」とはものごとの識別に使われる知恵を超える統合的な知恵「英知」あれとのことである。そして「真実あれ」とは絶対的な真理の把握をめざすということである。これらが渾然一体となって、高い教養と深い専門的知識・技能の修得、豊かな人格形成がなされる【資料 1-1-6】。これが大学の教育目的、すなわち「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させること」に反映されている。さらに、本学の個性・特色は、地域貢献の理念、国際化対応にあり、これらは大学の教育目的、すなわち「国際社会、国家及び地域社会の生活、文化の向上と産業経済の発展に貢献する人材の養成を目的とする」に反映している【資料 1-1-7】。実際、本学では、地方自治体や地域社会との連携、各種講座の開講が活発であり【資料 1-1-8】、アジア諸国を中心とした留学生の受け入れ、本学学生への留学の推奨や経済支援、令和3年度から正課科目を設けて開設したグローバル人材養成プログラムによる「世界とつながる人材」の養成などに力をいれている【資料 1-1-9】。大学の教育目的は学則に明示されており、学校案内、大学ホームページにて周知されている。なお、本学の個性・特色である、少人数教育の実施については、教育目的を実現するための方法であるため、令和5年度より、経営法学部では教育課程実施方針の(2)に、看護学部では同方針の(1)を設け、少人数での教育を進める旨を明示している。【資料 1-1-10】。

経営法学部

教育目的を「豊かな人間性に立ち、よりよき人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成すること」としている。

これを達成するため、平成 25(2013)年度に三つのポリシーを策定し、平成 26(2014) 年度より運用を開始した。その後、令和 4 年度には、三つのポリシーを見直し、令和 5 年度から運用されている。これら使命・目的は、「態度・志向」、「知識・理解」、「技能・伝達」、「総合・統合」の 4 つの視点のもと、ディプロマ・ポリシーを構成する 8 つの項目に反映され、それに基づいてカリキュラム・ポリシーも定められている。また、アドミッション・ポリシーにおいては教育目的にそった素養のある人物を求めることとしている【資料 1-1-11】。

看護学部

看護学部の使命は、人間と生命に対する畏敬の念と看護の専門性をもって、人々の健康の保持増進と生活の質の向上に貢献できる人材を育成することである。教育目的は「生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し、他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材を育成する」ことである【資料 1-1-12】。

これらの使命・教育目的を 3 つのポリシーへ反映させて、アドミッション・ポリシーには、人間の尊厳に対する感性と思いやり、看護学を学ぶための基礎的学力、コミュニケーション力、主体的に学ぶ意欲等の 4 項目を具体的に示している。また、ディプロマ・ポリシーには卒業時の学習成果として、「態度・志向」「知識・理解」「技能・伝達」「総合・統合」の 4 つの柱のもと、「態度・志向」には総合的に人間を理解する力や人間性・倫理観の習得、幅広い視野と主体性をもって自己研鑽する力に関する 2 項目、「知識・理解」には看護の専門的知識・技術の習得に関する 1 項目、「技能・伝達」には対象者に応じた看護実践力に関する 1 項目、「総合・統合」には保健医療福祉チームの一員として協働できる力に関する 1 項目の合わせて 5 項目を簡潔に定めている。ディプロマ・ポリシー達成のためのカリキュラム・ポリシーとして、教育課程を「コモンベーシックス」「リベラルアーツ」「専門科目」に区分して、それぞれに必要な科目を設定して、これらの科目を有機的に連携するように編成し、学生が主体的・能動的に学修できるように組み立てている【資料 1-1-13】。

大学院地域マネジメント研究科

大学院地域マネジメント研究科は、「法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成することを目的とする」と定められている【資料 1-1-14】。

ディプロマ・ポリシーにおいては、この目的を達成した者への学位授与をうたっており、これを受けてカリキュラム・ポリシーにおいては、時代と地域の課題に対応することを目指した体系的なカリキュラム構成を定めている。

また、アドミッション・ポリシーは、教育目的の達成を目指した人物を求めることとしている【資料 1-1-15】。令和 4 年度にこれら三つのポリシーを見直し、令和 5 年度から運用されている。

<エビデンス集>

- 【資料 1-1-6】 令和 6 年度学生便覧 5 頁
- 【資料 1-1-7】 青森中央学院大学学則第 1 条第 1 項
- 【資料 1-1-8】 令和 6 年度の地方自治体や高等学校などとの連携を示す資料
令和 6 年度の各種講座の開講状況を示す資料
- 【資料 1-1-9】 令和 6 年度の留学生の受け入れ状況を示す資料
令和 6 年度学生便覧 137～142 頁
令和 6 年度学生便覧 50～51 頁
- 【資料 1-1-10】 2024 年度大学院学生便覧 1 頁
- 【資料 1-1-11】 令和 6 年度学生便覧 21～23 頁
- 【資料 1-1-12】 令和 6 年度学生便覧 57 頁
- 【資料 1-1-13】 令和 6 年度学生便覧 57～58 頁
- 【資料 1-1-14】 青森中央学院大学大学院学則第 2 条第 2 項
- 【資料 1-1-15】 2024 年度大学院学生便覧 3～4 頁

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

<大学・大学院>

大学学則第 2 条第 1 項において、本学は「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている【資料 1-1-16】。使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応できているかどうかを適宜点検し、対応できていると判断する場合にあっても、それらをより効果的に達成できるよう教育研究活動を見直し、とりわけ、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）や教育課程を適宜改編している【資料 1-1-17】【資料 1-1-18】。

経営法学部

経営法学部の専門領域は、大きく三つの領域「経営領域」「法律領域」「関連領域」からなる。令和 6(2024)年度については「経営領域」教授 5 名、准教授 2 名、講師 4 名、「法律領域」教授 3 名、准教授 1 名、講師 3 名、助教 1 名、「関連領域」教授 2 名、准教授 3 名、講師 2 名を配置して、教育研究組織を整備している。

看護学部

看護学部の使命・教育目的を踏まえて、また取得可能な資格を「看護師国家試験受験資格」と「保健師国家試験受験資格」を設けていることから、教育研究組織を「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「地域・在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 8 領域及び「教養・専門基礎分野」で構成している。教員の合計 29 名である。内訳は、教授 11 名、准教授 4 名、講師 5 名、助教 3 名、助手 6 名である。

なお、令和 6(2024)年度末の退職者は准教授 1 名、助手 1 名の 2 名であった。令和 7(2025)度に向けて 1 名が助教から講師昇任、助教 1 名を採用した。

大学院地域マネジメント研究科

大学院の教育研究組織として、平成 10(1998)年 4 月に大学院地域マネジメント研究科を、平成 16(2004)年 4 月に地域マネジメント研究所を設置している。地域マネジメント研究科には教授 10 名、准教授 4 名を配置している。

<エビデンス集>

【資料 1-1-16】青森中央学院大学学則第 2 条第 1 項

【資料 1-1-17】令和 5 年度学生便覧 21～23、26～29、55～56、57～59 頁

【資料 1-1-18】令和 6 年度学生便覧 21～23、26～29、57～58、60～61 頁

1-1-⑤ 変化への対応

社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

<大学・大学院>

令和 6(2024)年度に教学マネジメント委員会において、大学および各学部と大学院それぞれについて教育目的、教育方針を検証、見直しを行い、教授会において審議の上、決定した【資料 1-1-19】。今後はこれを毎年度当初に実施することとしている。

<エビデンス集>

【資料 1-1-19】青森中央学院大学令和 6 年度第 11 回教授会議事録

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

地域の大学として地域人材の育成に努め、卒業生の約 60%が地元就職しており、これは県内の国公立大学の中では最も高い数字になっている。国際化にも力を入れており、多数の留学生を受け入れるとともに、学生の海外留学派遣や海外研修も大学として支援している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で見えられた課題など

若者の県外流出が最多の青森県にあって、地元就職率の更なる向上が必要と考えられる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

自治体、企業をはじめ、地域全体との協同で地域人材確保を進めることを予定している。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

内部質保証のために、「青森中央学院大学における教育の内部質保証に関する方針」を定め、HP に公表している【資料 2-1-1】。また、毎年度初めに開催される教職員研修会において、各センター・委員会等の事業活動 PDCA サイクルシートにより、事業目標、事業計画、点検、評価指標について明示し、当該年度の方針を明示している【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】。事業活動 PDCA サイクルシートは、年度末に評価結果と改善課題を加えて完成し、HP に公表している【資料 2-1-4】。

<エビデンス集>

【資料 2-1-1】 青森中央学院大学における教育の内部質保証に関する方針

【資料 2-1-2】 令和 6 年度学校法人青森田中学園・社会福祉法人中央福祉会辞令交付式資料

【資料 2-1-3】 令和 6 年度学校法人青森田中学園研修会資料

【資料 2-1-4】 令和 6(2024)年度事業活動 PDCA サイクルシート

内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

内部質保証のため、自己点検・評価委員会規程第 3 条に基づいて自己点検・評価委員会を組織し、構成員として学長、学部長、研究科長、事務局長、学長が指名した専任教員、事務局長が指名した職員となっている【資料 2-1-5】。学長が指名した専任教員には両学部から選任され、事務局長が指名した職員には学務課職員が配置され、情報の共有が速やかに行える教職協働の体制を整備している。また、「青森中央学院大学における教学マネジメント・内部質保証組織体制図」を定め HP に公表している【資料 2-1-6】。

三つのポリシーを起点とした点検・評価は教学マネジメント委員会が担当しており、同委員会の構成員は学長、学部長、研究科長、学長補佐、事務局長、カリキュラム・コーディネーター（学事担当事務次長）となっている【資料 2-1-7】。

<エビデンス集>

【資料 2-1-5】 青森中央学院大学自己点検・評価委員会規程

【資料 2-1-6】 青森中央学院大学における教学マネジメント・内部質保証組織体制図

【資料 2-1-7】 青森田中学園教学マネジメント委員会規程

内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

教学マネジメント委員会による三つのポリシーを起点とする点検・評価を自己点検・評価委員会に報告し、検討することとしている【資料 2-1-7】。大学の中期計画に基づく点検・評価は自己点検・評価委員会において実施し、また、内部質保証の最終的責任体は自己点検・評価委員会が担っている。同委員会規程第4条において、学長が委員長となり、両学部長及び研究科長と協議し、内部質保証を展開している【資料 2-1-4】。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となって実施し、点検・評価項目に応じて各学部、各学部委員会、各センター等に一次評価を依頼した上で、自己点検・評価委員会において精査し、最終的に自己点検・評価報告書にまとめている【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】。

<エビデンス集>

【資料 2-2-1】 令和6年度経営法学部第2回教授会資料

【資料 2-2-2】 令和6年度看護学部第2回教授会資料

【資料 2-2-3】 大学HP 2024年度自己点検評価書

エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に行っているか。

自己点検・評価は毎年度実施することとしており、自己点検・評価報告書においてエビデンスを明示している【資料 2-2-3】。

自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

自己点検・評価の結果を各学部教授会で報告し学内で共有するとともに、大学ホームページに掲載している【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】。

<エビデンス集>

【資料 2-2-4】 令和6年度経営法学部第2回教授会資料

【資料 2-2-5】 令和6年度看護学部第2回教授会資料

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

本学の IR の担当部署は学校法人青森田中学園企画部となっており、インスティテューショナル・リサーチ規程に則って、教育、研究、財務等に関するデータの収集・分析を行っている【資料 2-2-6】。また、IR データの活用については、青森中央学院大学 IR 推進会議での検討を経て、各学部、委員会、センター等との共同により、分析結果に基づいた大学運営の改善等に反映している【資料 2-2-7】。

<エビデンス集>

【資料 2-2-6】 学校法人青森田中学園インスティテューショナル・リサーチ規程

【資料 2-2-7】 学校法人青森田中学園 IR 活動報告書

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

授業に対して、学期途中（授業の 1/3 終了時点）と学期末の 2 回、学生にアンケートを実施し、意見をくみ上げている。学期途中の授業改善アンケートは、教員の話し方、視聴覚教材、配布資料、授業環境の維持、学習の難易度、授業の進め方等に関する要望（学期途中ですぐ改善可能な内容）等の項目を学生に確認している。前学期 9 件、後学期 7 件回答があり、都度担当教員に通知し、必要な改善を求めている【資料 2-3-1】。学期末の授業改善アンケートは、履修動機、予習復習時間、理解度、教え方等の項目を実施し、担当教員にアンケート結果と自由記述を通知している。学生の自由記述に対するフィードバックを教員に依頼し、回答を大学ポータルサイト上で公開している。記述のあった科目に対する教員の回答率は 55～75%だった【資料 2-3-2】。

12 月 18 日「ココが私の青中推しポイント」をテーマに学生座談会を実施、学生が認識している本学の強みや魅力について意見交換した。座談会報告書を部局長会議や FD 活動報告書として提示している【資料 2-3-3】。

学務委員会が毎年度末に「学生満足度アンケート」を実施し学生生活の改善に関する意見・要望をくみ上げている【資料 2-3-4】。また、学生相談室では随時、意見・要望を受け

付けており、内容は学習支援センター・学生相談室・健康管理室合同会議で検討されている。留学生については、国際交流センターが随時意見・要望を受け付けており、内容は国際交流センター会議で検討されている。検討結果は部局長会議、各学部教授会で報告され、健康相談をはじめ学生生活の改善に反映している【資料 2-3-5】。

学生相談室では、学生サービスに対する学生からの意見・要望を随時受け付け、それらを検討してサービスの改善に努めるとともに、学生たちと直に接触する各担当部署、ゼミ担当教員（経営法学部）、クラスアドバイザー教員（看護学部）または指導教員（大学院）、授業担当教員、学務委員会ならびに事務局学務課、学生活動の指導者（顧問・監督・コーチ）、保証人等との連携を密にし、学生の意向を収集するように努めている。さらに、各種学生団体、またこれを統括する学生組織である「青森中央学院大学学友会」を学務委員会と共に支援し、活動環境の整備・活動支援に対する要望に随時対応している。また、卒業時には4年間の大学生活の中で感じた「学生満足度アンケート」を学務委員会の管轄で実施し、学生たちの隠れた声を掘り起こすことにも努めている。これら学生たちの声は学務委員会及び「学習支援センター・学生相談室・健康管理室合同会議」を経て、部局長会議、各学部教授会、大学院研究科委員会等へフィードバックされ、適宜サービスの改善に努めている。

<エビデンス集>

【資料 2-3-1】 第2回部局長会議資料 FD 委員会報告 43 頁、第8回部局長会議資料 FD 委員会報告 62 頁：学期途中アンケート回答数

【資料 2-3-2】 2024 年度 FD 活動報告書：前後学期の授業改善アンケート結果に対する教員フィードバック回答率 42 頁

【資料 2-3-3】 第10回部局長会議資料 FD 委員会報告 67～69 頁、2024 年度 FD 活動報告書：FD 座談会実施報告 32～34 頁

【資料 2-3-4】 学生満足度アンケート様式

【資料 2-3-5】 学習支援センター・学生相談室・健康管理室合同会議議事録、国際交流センター会議（国際交流小委員会）議事録

学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

各学部の学務委員会では、「学生満足度アンケート」の結果を通して、各種学生向けのサービスの満足具合を確認した上で教授会に報告している。令和 6(2024)年度は、在校生は現状の学生サービスへの満足度が高いことが確認された。一方で、学生生活でのマナーの在り方について指摘する記載も見られたため、改善に向けた指導の必要性を確認した。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

<大学・大学院>

青森市職員、青森商工会議所理事、高等学校長、消費者協会理事長、青森県看護協会長

による外部評価会議を実施し、各学部および大学院研究科の現状を踏まえた意見・要望を把握するとともに、その結果を自己点検・評価委員会において分析した。結果については教授会において共有し、教育研究および大学運営への反映のための検討を行った【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】。

<エビデンス集>

【資料 2-3-6】 令和 6 年度外部評価会議議事録

【資料 2-3-7】 令和 7 年度第 4 回自己点検・評価委員会資料（令和 7 年度第 4 回教授会資料）

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

<大学・大学院>

教学マネジメント委員会において、「三つのポリシーを踏まえた本学の取組みの適切性にかかる点検・評価について」、「IR 情報を活用した教育課程の検証について」点検・評価を行い、その結果を教授会に報告するとともに、改善などの課題に関しては、担当の学部、委員会、センター等による検討につなげている【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】。

<エビデンス集>

【資料 2-3-8】 令和 6 年度第 11 回教学マネジメント委員会議事録

【資料 2-3-9】 令和 7 年度経営法学部第 2 回教授会資料

【資料 2-3-10】 令和 7 年度看護学部第 2 回教授会資料

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

<大学・大学院>

学校法人青森田中学園中期経営計画令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度と青森中央学院大学中期計画令和 5(2023)年度～令和 7(2025)年度を策定し、それらに基づいた大学運営の改善・向上に取り組んでいる【資料 2-3-11】【資料 2-3-12】。

<エビデンス集>

【資料 2-3-11】 学校法人青森田中学園中期経営計画令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度

【資料 2-3-12】 青森中央学院大学中期計画令和 5(2023)年度～令和 7(2025)年度

自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

<大学・大学院>

自己点検・評価は毎年度実施し、自己点検評価書にまとめてHPに掲載するとともに、外部評価会議でも説明している【資料 2-3-13】。令和5(2023)年度に受けた認証評価の結果については、HPで結果のみ公表しているが、詳細は自己点検・評価委員会で分析し、教授会に報告、共有している【資料 2-3-14】【資料 2-3-15】。学生への周知は、それに特化した取組は現在ないが、内部質保証への学生の参画を計画しており、この点の強化を図ることとしている。

<エビデンス集>

【資料 2-3-13】 大学 HP 2024 年度自己点検評価書

【資料 2-3-14】 令和5年度経営法学部第7回教授会資料

【資料 2-3-15】 令和5年度看護学部第7回教授会資料

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生に実施している授業途中あるいは学期末の授業アンケート回収率は、項目数や選択肢を少なくしても増加はみられない。しかし、学生からの自由記述に対する教員コメントの回答率は50~70%と年々増加しており、学生の意見に対して教員がフィードバックするという意識の高まりはある。学生座談会では本学へのコミットメントの高い学生の意見ではあるが、アットホームで支援的な本学のイメージが根付いている。

各センター、委員会による事業活動PDCAサイクルシートの作成と自己点検・評価委員会による確認、検証を経て公表することにより、さまざまな内部質保証作業の全学的取組、共有が可能となっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価結果および認証評価結果について、HPへの掲載や外部評価会議での説明は行っているものの、学生への周知に特化した取組みは現在なく、内部質保証への学生の参画や理解を得るための周知活動が不足している点が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部質保証への学生の参画を計画しており、この点の強化を図ることとしている。具体的には、自己点検・評価の要旨を学生向けに分かりやすく作成し、ポータルサイトやガイダンス等を通じて学生への周知を強化する。

また、現在FD委員会が担当している学生座談会について、現状取り組んでいる内容を深化させ、学生の声を質保証サイクルに組み込む方策を検討する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

大学のアドミッション・ポリシーは、平成 26(2014)年度の看護学部開設に合わせて経営法学部、看護学部それぞれの教育目的を踏まえて策定された。さらに令和 4(2022)年度に両学部の三つのポリシーを見直した際に、アドミッション・ポリシーと教育目的及びカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの整合性について担当委員会における議論を深めるとともに、教授会においても確認した【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】。

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページに掲載するとともに、入試ガイド、学生募集要項、学生便覧にも明示し、広く周知を図っている【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】。また、オープンキャンパス、高校生向け進学相談会、高等学校教員対象の進学説明会、本学教職員による学校訪問などにおいてこれらを活用し説明に務めている。

経営法学部

経営法学部の教育目的は、「豊かな人間性に立ち、より良き人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成する」ことと定められている【資料 3-1-6】。これを踏まえアドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

1. 経営学や法学の専門知識を活かし、地域社会、国際社会のなかで活躍しようという意欲をもつ人
2. 人間性が豊かで、責任感のある人
3. 旺盛な知的好奇心をもち、自ら積極的に学修や研究に取り組む意欲を持つ人
4. 学問のみならずサークルやボランティア活動で独自の優れた個性を発揮する意欲をもつ人
5. これまでの着実な学習の積み重ねにより、大学での学修に必要となる基礎的な知識、思考力、文章表現力、コミュニケーション力、主体的な態度を身に付けている人

これらは、本学経営法学部において豊かな人間性を育み、進取性を培うことによって、良識ある職業人を目指すという目標に合致したものと見える【資料 3-1-5】。

看護学部

看護学部の教育目的は、「生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し、他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材を育成する」ことである【資料 3-1-6】。その目的のために、アドミッション・ポリシーは看護学を学ぶ上で求められる学生像として、他者を思いやる人間性、コミュニケーション能力、看護学を学ぶ基礎学力、学習意欲等から 4 項目を定めてきた。令和 4 (2022) 年度のアドミッション・ポリシーの見直しに当たっては、この基本的な内容を再確認して、令和 5 (2023) 年度から従来のもをよりの確に表現するために修正を加えた。

1. 人間の尊厳に対する感性を持ち、思いやりのある人
2. 看護学を学ぶために必要な基礎学力を有している人
3. 人と関わることを大切にし、積極的にコミュニケーションをとる人
4. 主体的に物事に取り組み、学ぶ意欲がある人

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科の教育目的は、「法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成すること」と定められ【資料 3-1-7】、これを踏まえアドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

1. 地域における課題を広くとらえ、日本あるいは世界の地域の発展に貢献しようとする強い意識を持つ人
2. 将来の目標を明確に持ち、基礎的専門知識および一般教養を身につけている人
3. 新時代を切り開く意欲と創造性に溢れる人

これらは、本大学院において法学及び経営学の知識を深め、それらを総合かつ応用し、創造的姿勢で地域課題に取り組むための学びを目指すことにそった方針といえる。なお、アドミッション・ポリシーと教育目的との整合性については、令和 4 (2022) 年度の三つのポリシーの見直しの際に、担当委員会及び研究科委員会において議論し、令和 5 (2023) 年度にアドミッション・ポリシーが策定されている【資料 3-1-8】。

アドミッション・ポリシーは大学ホームページに掲載するとともに、ガイドブック、大学院学生募集要項、学生便覧において明示し、学内学部学生や留学生を対象とした大学院入試説明会で説明している【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】。

<エビデンス集>

- 【資料 3-1-1】 青森中央学院大学経営法学部令和 4 年度第 9 回教授会資料
- 【資料 3-1-2】 青森中央学院大学看護学部令和 4 年度第 9 回教授会資料
- 【資料 3-1-3】 青森中央学院大学入試ガイド 2024
- 【資料 3-1-4】 青森中央学院大学令和 6 年度学生募集要項
- 【資料 3-1-5】 令和 6 年度学生便覧 21、57 頁
- 【資料 3-1-6】 青森中央学院大学学則第 1 条第 2 項
- 【資料 3-1-7】 青森中央学院大学大学院学則第 2 条第 2 項

【資料 3-1-8】青森中央学院大学大学院地域マネジメント研究科令和4年度第8回研究科委員会資料

【資料 3-1-9】青森中央学院大学大学院ガイドブック 2024

【資料 3-1-10】青森中央学院大学大学院令和5年度学生募集要項

【資料 3-1-11】2024年度大学院学生便覧3頁

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

<大学>

入学者選抜方法については、それぞれ学部のアドミッション・ポリシーに沿って、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用等の選抜方法を設置している。

高大連携の観点から多くの試験区分において調査書を利用している。これまでは、課外活動や資格等を点数化する試験区分もあったが、高校教員の負担軽減のため、調査書には課外活動や資格等に関して詳細な記述を書かなくても良くなったことを受け、これらの点数化を廃止し、「全体の学習成績の状況」を点数化し加点するのみとした。

経営法学部

経営法学部では、アドミッション・ポリシーに基づき広く多様な人材の受入れを可能とするために、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校・公募）、スポーツ特別選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用、特別選抜、特待生選抜、留学生選抜を設置している【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】。

令和7(2025)年度入試の変更点は、①総合型選抜第3期の新設と、②学校推薦型選抜（公募制）の第2期を併願可能としたことである。

調査書は、特別選抜と留学生選抜を除く試験区分において活用している。

看護学部

アドミッション・ポリシーに合致する学生を受入れ、豊かな人間性を持った看護職者を養成するために、さまざまな評価の観点から学校推薦型選抜（公募制）、総合型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用、特別選抜（社会人・帰国子女・留学生）等の多様な入学者選抜方法を実施し、志願者の能力や資質を総合的に評価・判定している【資料 3-1-12】。

令和7(2025)年度入試の変更点は、①総合型選抜を専願型と併願型の2つから選択できるようにした点、②総合型選抜において「全体の学習成績の状況」による出願条件を撤廃した点、③一般選抜第2期における受験科目数を2科目に変更した点、④一般選抜第2期において面接を廃止した点、⑤特別選抜（社会人）を第3期までに増やした点である。

高校時代の努力の成果を評価するために、特別選抜（社会人・帰国子女・留学生）を除く試験区分において、調査書を活用している。

<大学院>

アドミッション・ポリシーに合致する学生を受入れ、大学院に対する社会的ニーズの多様化などに対応することを目的とした一般選抜試験、社会人特別選抜試験、外国人留学生特別選抜試験、AO 選抜試験を整備している【資料 3-1-14】。

<エビデンス集>

【資料 3-1-12】 青森中央学院大学令和 7 年度学生募集要項

【資料 3-1-13】 青森中央学院大学令和 7 年度留学生募集要項

【資料 3-1-14】 青森中央学院大学大学院令和 7 年度学生募集要項

入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法に実施し、その検証を行っているか。

<大学>

入学者の選抜については、教員と入試広報課の職員からなる学部ごとの「入試広報委員会」を中核として全学体制で、厳正かつ適切に実施し、同委員会の事業活動 PDCA サイクルシートによりその検証を行っている。さらに、企画部 IR 担当と連携し、入試区分毎に高校在学時の評定平均値、入学試験の得点率、在学中の成績 (GPA)・アセスメントテスト結果、就職状況、出学状況等を分析し、入学者選抜の妥当性の検証を行っている。

入学者選抜試験の実施要項は、各学部の入試広報委員会が原案を作成し、学部教授会の議を経て学長が決定している。入学者選抜試験の実施においては、学長を本部長として、学部長・入試広報センター長・入試広報委員会委員長及び副委員長が入試実施本部の構成員となり、運営の統括を行っている。可否の判定においては、各学部の入試広報委員会が原案を作成し、大学経営会議及び学部教授会の議を経て、学長が決定している【資料 3-1-15】。

留学生に対する入学者選抜体制は、経営法学部の学務委員会内に国際交流センターの業務を兼務する学務委員（教員）と国際交流課職員からなる「国際交流小委員会」を置き、これに事務局次長・企画部長を加え、運営の統括を行っている。可否の判定については、国際交流小委員会が原案を作成し、大学経営会議及び学部教授会の議を経て、学長が決定している【資料 3-1-16】。

<大学院>

入学者の選抜は、研究科委員会において、大学院教員と入試広報課の職員が厳正かつ適切に実施している。入学者選抜試験の実施要項は、研究科長及び入試広報課職員が原案を作成し、研究科委員会の議を経て学長が決定している。入学者選抜試験の実施においては、研究科長を本部長として、入試広報センター長・事務局長・大学院入試担当・入試広報課職員が入試実施本部の構成員となり、運営の統括を行っている。可否の判定においては、研究科長・大学院入試担当及び入試広報課職員が原案を作成し、大学経営会議及び研究科委員会の議を経て、学長が決定している【資料 3-1-17】。

<エビデンス集>

【資料 3-1-15】 令和 7 年度青森中央学院大学入学試験実施要項

【資料 3-1-16】 青森中央学院大学 国際交流小委員会規程

【資料 3-1-17】 令和 7 年度青森中央学院大学大学院入学試験実施要項

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

<大学>

各学部における過去 5 年間の入学者の状況は、【表 3-1-1】の通りである。単年度では入学定員を確保することを目標にしつつ、収容定員に対しても適正な在籍者を確保するように努めている。

【表 3-1-1】 入学者の状況

学部	入学年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経営法学部	入学定員	165	165	165	165	165
	入学者数	181	179	147	138	161
	充足率	1.10	1.08	0.89	0.84	0.98
看護学部	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	84	85	76	71	74
	充足率	1.05	1.06	0.95	0.89	0.92

経営法学部

入学定員については、平成 26(2014)年度に、開設時に定めた 175 人から、150 人へと変更した。さらに、平成 31(2019)年度に編入学者数との調整を行い 165 人として現在に至っている。令和 4(2022)年度までは定員充足していたが、令和 5(2023)年度に定員割れ(充足率 0.89)となった。令和 7(2025)年度は充足率 0.98 と改善した。

在学者数は 656 人で、収容定員(700 人)に対する在籍学生比率は 0.94 である。

看護学部

入学定員は 80 人である。本学部は平成 26(2014)年 4 月に開設して以来、定員を充足していたが、令和 5(2023)年度に定員割れとなり、令和 7(2025)年度の入学者数は 74 人、充足率は 0.92 となった。

在学者数は 295 人で収容定員(320 人)に対する在籍学生比率は 0.92 である。

<大学院>

本研究科における過去 5 年間の入学者の状況は、【表 3-1-2】の通りである。令和 7(2025)年度は、秋季入学が 5 人、春期入学が 3 人の計 8 人であったため、定員を充足することができなかった。また、日本人学生の進学はなく、全て留学生となった。

在学者数は19人で収容定員(20人)に対する在籍学生比率は0.95である。

【表 3-1-2】入学者の状況

入学年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	10	10	10	10	10
入学者数	4	10	8	12	8
充足率	0.4	1.0	0.8	1.2	0.8

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

<大学・大学院>

学修支援は学園共通組織の学習支援センターとセンター内組織である学生相談室、健康管理室を中心に実施している。学習支援センターの目的及び事業は、それぞれ「青森田中学園学習支援センター規程」第1条及び第2条に定めている【資料 3-2-1】。これを踏まえて、毎年度の事業目標、事業計画を立てて実施するとともに、同センターの事業活動PDCAサイクルシートによる検証と改善を図っている【資料 3-2-2】。

センター業務の実施体制は正副センター長、学生相談室長、センター専任職員4名、健康管理室員1名、心理カウンセラー1名と各学部教員3名からなり、学部との密接な連携の下に学生支援にあたっている【資料 3-2-3】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-1】 学校法人青森田中学園学習支援センター規程

【資料 3-2-2】 令和5(2023)年度学習支援センターPDCA サイクルシート

【資料 3-2-3】 令和5(2023)年度学習支援センター構成員一覧

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

<大学・大学院>

本学ではTAとして大学院生を授業補助に配置している。また、教員の教育活動を支援する取組として「学内ワークスタディ制度」を設けている。この制度のもとに学生が従事している教員の教育支援活動としては、学習・生活に関する相談を行う「学修サポーター」、留学生による「翻訳支援」などがある【資料 3-2-4】。また、「外国人留学生支援のためのチューター制度」は、留学生の学習・生活を支援する教員の活動を補完するもので、学生間交流の活性化にもつながっている【資料 3-2-5】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-4】 青森中央学院大学学内ワークスタディ制度規程

【資料 3-2-5】 青森中央学院大学外国人学生支援のためのチューター制度実施要綱

オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

<大学・大学院>

各教員にオフィスアワーの希望日時を確認し、全教員オフィスアワーを設定している。オフィスアワーは、掲示及び大学ホームページ上のポータルサイトで全学生に周知している。【資料 3-2-6】

<エビデンス集>

【資料 3-2-6】 青森中央学院大学令和6年度オフィスアワー一覧

障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

<大学・大学院>

在学生及び入学予定者または保証人から支援・配慮の要請を学習支援センターが相談窓口となり、支援・配慮の内容を検討した上で最終的に学部長が合理的配慮の実施を決定し、本人及び保証人の同意を得たうえで支援を実施している。配慮内容は、症状に応じた座席位置の指定や、定期試験の別室受験、配付資料や課題等に関する便宜などが中心となっている【資料 3-2-8】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-8】 青森中央学院大学障害学生支援規程

中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

<大学・大学院>

経営法学部

学修に困難のある者については、教員と事務職員の協働により、早期発見から対応までの一連のサイクルが確立され、機能している。すなわち、①学務委員会が、必修科目であ

る探究の基礎(1年生)、専門演習Ⅰ(2年生)、専門演習Ⅱ(3年生)及び専門演習Ⅲ(4年生)の出席率を集約し、②出席率が低い学生を学務委員会が把握、学部教授会において報告する。さらに、③各教室に設置された出席管理端末により、学生の月次の出席状況を確認し、学習支援センターがフォローにあたり、④フォローの経過を、学部教授会に報告している

【資料 3-2-9】。単位取得状況が芳しくない学生については、各学期始めの始業ガイダンスの際に、学務委員が面談をし、その結果を演習担当教員及び学部教授会に報告している。

休学者が生じた場合には、演習担当教員、学務課職員、学習支援センター員が状況の確認をとり、復学後の履修相談に応じる等のフォローをしている。過去5年間における退学率は以下の通りである【表 3-2-1】。かつては退学者の多くはスポーツ特待選抜入学者であり、全体の4割を越えていたが、近年改善傾向にある。修業年限内に卒業要件単位数を充足できなかったことが主な退学要因であるが、近年は経済的理由による退学者が増加傾向にあることに加えて、学習・発達障がいやメンタル面の不調の学生の修学継続が困難となるケースが散見される。

【表 3-2-1】 過去5年間の退学率（青森中央学院大学 経営法学部）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在籍者数(人)	746	730	729	696	659
退学者数(人)	26	21	27	32	19
退学率(%)	3.49	2.88	3.70	4.59	2.88

看護学部

看護学部では、学修を支援するためにクラスアドバイザー(担当教員)を配置し、クラスアドバイザーを中心に、学生個々の学修・学生生活について継続的に支援している。学生の単位取得状況等について教員間の情報交換を密にし、指導及び支援を要する学生については随時面談を実施している。休学者については、クラスアドバイザー、学務課職員、学習支援センター員が定期的に状況の確認をとり、復学後の履修相談に応じる等のフォローをしている。退学者は各年度で若干名存在する【表 3-2-2】。指導及び支援が必要と判断され、学生及び保証人に複数回の対応をした上で退学となった学生で、退学者の主な理由は進路変更である。

【表 3-2-2】 過去5年間の退学率（青森中央学院大学 看護学部）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在籍者数(人)	356	351	352	336	312
退学者数(人)	8	5	3	3	8
退学率(%)	2.25	1.42	0.85	0.89	2.56

<大学院>

地域マネジメント研究科では、学生一人ひとりの専攻に相応しい学修を実現するため、アカデミック・アドバイザー制度を設けており、提出された研究計画書に基づき面談を行

って本人の希望に沿いつつ、大学院の学修が適切に遂行できるように指導・助言している。中途退学者、休学者、留年者などへの対応は、指導教員や学務課を通じて研究科長に報告され、研究科長が対象学生と直接面談して研究科委員会で慎重に議論した上で、学長の判断により適切な対応措置をとる体制となっている【表 3-2-3】。

【表 3-2-3】過去5年間の退学率（大学院地域マネジメント研究科）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在籍者数(人)	11	11	14	18	20
退学者数(人)	0	0	0	1	0
退学率(%)	0.00	0.00	0.00	5.55	0.00

<エビデンス集>

【資料 3-2-9】学習支援センター・学生相談室・健康管理室合同会議議事録

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

<大学>

キャリア教育のための支援体制は、学校法人青森田中学園のキャリア支援センターと大学のキャリア支援委員会が一体となり、構築されている。

キャリア支援センターは、大学のみならず学園の設置校である青森中央短期大学、青森中央経理専門学校、青森中央文化専門学校の教員及び事務職員から構成され、地域や産業界の期待に応え得る実践力・行動力ある人材育成に向けて、個々人のキャリア形成に向けた学園共通の支援活動全般を行っている【資料 3-3-1】。

大学のキャリア支援委員会は、経営法学部、看護学部の教員及び事務職員から構成され、キャリア支援センターと一体となって、学生が納得できる就職を通じて職業的自立をすることに加え、人生のキャリアを積み重ね、社会的自立を進めていけるよう、教育課程内外を通じて入学から卒業まで、きめ細かい個別支援体制を構築している【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】。

経営法学部

経営法学部では、1年次から3年次まですべての学期に「キャリアプランニング」の科

目を設定し、うち、1年次前学期と3年次後学期は必修科目としている。

1年次では社会人に向けた意識の転換とコミュニケーション基礎力の向上を主眼に、多様な外部講師陣を招き、多面的なプログラムを展開している。特に、コミュニケーション・プラクティスは外部の専門家と綿密な打ち合わせの上、継続実施している。

2年次では情報リテラシーの向上をテーマとした実践的な講座として、「メディアリテラシー」と銘打ったプログラムを令和6(2024)年度より実施している。これは前学期が座学中心、後学期がワークショップ中心で進められるプログラムである。その他、実践的な就職対策の要素も取り入れている。

3年次では実践的な就職活動支援として、筆記試験対策、身だしなみの講習会、模擬面接等をカリキュラムに組み込みながら、就職広報活動解禁日には県内外の企業約50社の協力を得て、独自の「学内企業セミナー」を実施している【資料 3-3-4】 【資料 3-3-5】。

4年次では就職活動が本格化するので、相談者への個別支援が主体となる。納得する進路、自身の強みの発見、熱意を伝える書類作成等へのアドバイスを通じ、キャリア教育を進めている。

インターンシップについては、地元企業や卸団地の協同組合等に働きかけ、新たな受け入れ企業の発掘に努める一方、学生にはその重要性をキャリアプランニングの授業や説明会で周知徹底し、大学経由のインターンシップ体験者の増加に取り組んでいる。令和3

(2021)年度から、事前研修と5日間以上の就業体験実習、そして実習後のフィードバックをセットにした単位型の「インターンシップⅠ・Ⅱ」を2年生、3年生向けの授業科目として新設した。さらに、公務員志望者に対しては、公務員試験対策講座を実施している【資料 3-3-6】 【資料 3-3-7】。

このように、1年次から4年次までの学生一人ひとりに対するきめ細かいキャリア支援を徹底して行っていることから、学生が納得できる就職先に進み、高い就職率を達成している【資料 3-3-8】。

看護学部

看護学部の教育課程そのものがキャリア教育であり、段階的かつ継続的にキャリア教育を行う体制を整備している【資料 3-3-9】 【資料 3-3-10】。2年次には「自己の探究」の授業科目を配置、キャリアプランニングの内容を組み込んでいる。授業内容は、リフレクション型の自己分析、社会人基礎力、人生における目的・目標の設定などであり、自己のキャリア形成について具体的に探究している。

さらに、看護学部の教育課程を基盤とし、キャリア支援委員会が中心となり、各学年に即したキャリア形成支援のためのセミナーの企画・運営を実施している。具体的には、1年次から4年次は学期ごとに就職ガイダンス、1年次から3年次は学年に応じた就活講座、2年次・3年次は県内病院等を主とした「病院等説明会」を実施している【資料 3-3-11】

【資料 3-3-12】。3年次には、卒業生との交流会、履歴書の書き方、面接や小論文対策講座などを実施している。4年次は、就職活動が本格化する時期であるため、個別的に履歴書添削や面接練習、小論文添削を行い、学生が志望する病院等に就職できるようサポートしている。また、卒業時には、社会人としての心構えを持つためのセミナーを実施している。

<大学院>

大学院におけるキャリア支援活動は、入学時に実施される科目履修相談時からスタートする。大学院修了後に博士課程への進学や税理士などの専門職への進路を想定している大学院生に対しては、指導教員を中心に指導体制が生まれ、随時、支援がなされる状況にある。

国内の民間企業に就職を希望している大学院生に対しても、指導教員が相談窓口となるが、就職情報提供や学内就職説明会などについては、大学院キャリア担当者及びキャリア支援センターを通じ、大学院生の就職活動への支援が行われている。また、大学院生は、学部の各種キャリア支援プログラムやインターンシップ活動を必要に応じて受けることができる。特に、大学院留学生については日本の就職活動に対応していくため、留学生向けの特別な説明会を実施している【資料 3-3-13】。

<エビデンス集>

【資料 3-3-1】 学校法人青森田中学園組織図、学校法人青森田中学園キャリア支援センター規程、青森中央学院大学キャリア支援委員会規程

【資料 3-3-2】 青森中央学院大学キャリア支援リーフレット

【資料 3-3-3】 キャリア関連報道記事

【資料 3-3-4】 経営法学部キャリアプランニング実施計画

【資料 3-3-5】 経営法学部学内企業セミナー案内書、実施に係る委員会議事録

【資料 3-3-6】 経営法学部インターンシップ受講者数（大学経由）

【資料 3-3-7】 経営法学部公務員受験講座内容

【資料 3-3-8】 経営法学部令和6（2024）年度学生就職状況

【資料 3-3-9】 令和6年度学生便覧 112 頁

【資料 3-3-10】 看護学部キャリア支援計画

【資料 3-3-11】 看護学部キャリア支援委員会議事録

【資料 3-3-12】 看護学部病院等説明会案内書

【資料 3-3-13】 令和6年度 大学院学生便覧 27～28 頁

3-3-② キャリア支援体制の整備

卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

<大学>

就職・進学に対する相談・助言体制も、キャリア教育における支援体制と同様、学校法人青森田中学園のキャリア支援センターと大学のキャリア支援委員会が一体となり、構築されている。

キャリア支援センターでは4年次を対象として、求人及び関連情報の掲示案内を充実させているほか、学生個人ごとにカルテを作成し、学生個人の希望に沿う形での就職支援活動を行っている。

経営法学部

キャリア支援センターでは年次を問わず、パソコンによる情報収集ができる環境が整備

されており、特に対応する業種・職種が広範な経営法学部においては、就職活動報告書や、内定報告書等の文書情報の閲覧により、先輩の活動記録が容易に有効に活用されている。さらに、同センターでは、エントリーシートの記入や面談について随時、相談を受け付け、助言を行っている。また、就職活動や業界研究に役立つ書籍やDVD等の貸し出しも行っている【資料 3-3-14】。

看護学部

就職・進学に関する相談・助言体制は、看護学部のキャリア支援委員会、経験豊富な看護学部専任のキャリア支援アドバイザー、看護学部全教員で行っている。

看護学部のキャリア支援委員会は、就職・進学の情報提供、就職・進学活動に必要なセミナーの企画・運営を行っている。また、クラスアドバイザーを含む看護学部全教員と情報共有を図り、学生の就職・進学活動状況を把握し、必要な個別相談・助言を行っている。看護学部専任のキャリア支援アドバイザー及び看護学部全教員は、就職・進学相談、応募先に応じた履歴書添削や面接指導等を実施している【資料 3-3-15】。

学生が就職活動を円滑に進めるために「就職活動の手引き」を作成し、全学年がいつでも閲覧できるよう学生専用サイトに掲載している【資料 3-3-16】。

令和6(2024)年度の就職率は100%で、高い就職率を維持している【資料 3-3-17】。また、4年間を通してのキャリア支援満足度は98.7%である【資料 3-3-18】。

<大学院>

大学院の就職支援活動は、入学時に実施される科目履修相談からスタートする。大学院修了後に税理士などの専門職への進路を想定している大学院生に対しては、指導教員を中心に指導体制が生まれ、大学院生がいつでも相談できる環境にある。

国内外の企業等への就職を希望している大学院生に対しては、指導教員が随時相談を受けている。大学院のキャリア支援担当と学園のキャリア支援センターが共同で大学院生の個別ニーズを把握し、就職相談、大学院生に対する就職情報の提供、学内就職説明会、実践的なエントリーシート記入相談などを通じ、大学院生の就職活動支援を実施している。

また、主に首都圏の大・中堅企業への就職を希望している大学院生に対しては、専門コーディネーターによる企業紹介や就職支援活動を実施している。大学院留学生が母国での就職を希望する場合には、母国のOB会を紹介するなど先輩のネットワーク活用機会を提供している。

以上の通り、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

<エビデンス集>

【資料 3-3-14】 キャリア支援センター利用状況（経営法学部）

【資料 3-3-15】 キャリア支援センター利用状況（看護学部）

【資料 3-3-16】 2024年度就職活動の手引き

【資料 3-3-17】 看護学部令和6（2024）年度学生就職状況

【資料 3-3-18】 2024年度キャリア支援に関するアンケート結果（卒業時）

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

<大学・大学院>

本学では、平成 20(2008)年度より学習支援センターを開設し、大学院生も含めた全学生を対象にした学生生活全般の情報集約、各担当部署との連絡調整、学生個々への対応にあたる【資料 3-4-1】。また、サークル活動や地域社会と連携した取り組み等、課外活動全般に対する支援及び環境整備もセンターの重要な役割となっている。その他、障がいや疾病による社会的困難を抱えた学生にいかに対応するかについて、研修会を実施して教職員の理解を深めるとともに、当該学生に対する定期的な面談や、担当教員や学部へ対するコンサルテーションも行っている。以上の通り、学生サービス 及び厚生補導のための組織は適切に機能している【資料 3-4-2】。

<エビデンス集>

【資料 3-4-1】 学生相談室リーフレット、健康管理室リーフレット

【資料 3-4-2】 学校法人青森田中学園学習支援センター規程

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

<大学・大学院>

学生の健康面への相談は、健康管理室を中心に取り組んでいる。健康管理室には常駐の専任職員（保健師）1 名をおき、学生・教職員からの健康に関する相談に対するケアを随時行うほか、年に一度の定期健康診断の連絡・調整を行っている。また、必要に応じ感染症対応の指導を行い予防に努めている。学生の心的支援・生活相談については、学習支援センターと学生相談室を中心に取り組んでいる。相談室には室長のほか常駐の専任職員兼公認心理師 1 名に加え、外部嘱託の公認心理師兼・臨床心理士 1 名、センター所属教職員全員が関わり、随時悩みを抱えた学生からの相談を受け付けているほか、「要支援学生」に対する面談を定期的実施し、問題の解決に向けたカウンセリングを行っている。特に精神的にトラブルを抱えた学生に対しては、公認心理師・臨床心理士 がカウンセリングにあたる。センターのみで解決が困難な場合は、ゼミ担当教員や家庭、学生生活の指導者等とも連携した指導を実施している。また、各種ハラスメントに対する対応体制を整えるとともに、安心して相談できる窓口として学生相談室を利用するよう学生便覧に「ハラスメントの防止等に関する規則」を掲載するほか、学生へのアナウンスを定期的実施している【資料 3-4-3】。

学生の課外活動を促すため、学生団体（サークル）への加入、新規団体設立と運営に関

して必要な情報提供等の支援を適宜行い、課外活動に対する環境を整備している【資料 3-4-4】。特に、平成 26(2014)年度より「学生プロジェクト支援制度」を整備し、有意の活動計画に対して大学から経済的支援を行っている。これは、本学園に在籍する学生や団体を対象に、自ら企画し自主的に取り組む事業を支援・助成することで学生の主体的な学び・活動を推奨するものである【資料 3-4-5】。

<エビデンス集>

【資料 3-4-3】 令和 6 年度学生便覧 178～179 頁

【資料 3-4-4】 令和 6 年度参加型プログラム（課外活動）情報一覧

【資料 3-4-5】 学生プロジェクト支援制度 説明資料

奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

<大学>

令和 6(2024)年度現在、経営法学部、看護学部の半数以上の学生が日本学生支援機構の奨学金を給付・貸与を受けている。同機構の奨学金については、人物・学力・家計の採用基準を満たした者が奨学生として採用されるが、経済的事情の急変が生じた場合は担当職員が面談の上、緊急採用・応急採用の申請を行っている。

経営法学部

経営法学部では、所定の入学試験時において、学業成績・人物ともふさわしいと認められる者を特待生として選考している。試験の成績に応じて授業料を全額・半額・3 分の 1 減免する授業料減免制度を設置し、学生に対する経済的な支援を行っている。また、高校時代、特定スポーツ分野において特に優秀な成績を修めた学生に対しても授業料を減免するスポーツ特待制度を設けている【資料 3-4-6】。上記の授業料減免制度については、学年ごとに学業・スポーツの成績の再評価を実施し、成果に応じて新たに対象となる学生を追加する、減免額を増加するなどの配慮がなされている。さらに、令和 5(2023)年度からは、高校時代に本学における学びに関連した資格（日商簿記 2 級以上／実用英語技能検定準 1 級または GTEC900 点前後）を取得し、入学後もその能力を継続して伸ばす意欲のある者を特待生として選考し、授業料を全額免除とする制度を設けている【資料 3-4-7】。なお、私費留学生については、「外国人私費留学生学費減免規程」に基づき、授業料の半額以上を減免することで、経済的負担の軽減を図っている【資料 3-4-8】。

看護学部

看護学部では、人物・学業成績ともふさわしいと認められる者を特待生として選考している【資料 3-4-9】。特待生には、1) 入学時特待生、2) 年次特待生がある。1) 入学時特待生は、所定の入学試験において優秀な者を特待生として選考し、2 年次以降進級時点において本学の定める審査基準を満たした場合、引き続き授業料の免除を受けることができる。年次特待生（令和 4 年度～）は、1 年間の成績が優秀な者から特待生を選考する。令和 4(2022)年度より 2～4 年生の新規採用者が追加された。

<大学院>

大学院生に対しても日本学生支援機構の奨学金貸与制度を運用している。また、私費留学生に対しては学部学生と同様に「外国人私費留学生学費減免規程」に基づき、授業料を減免することで経済的負担の軽減を図っている。

また、大学院生に対するその他の公的奨学金制度や民間育英団体等が実施している奨学金制度の募集情報などについては随時に掲示板や学内ポータルサイトで公開している。関心のある学生に対しては学務課や国際交流センターなどで相談受付を実施しており、申請書類作成の補助支援を行うと共に、推薦状の作成については主に指導教員が対応している。

<エビデンス集>

【資料 3-4-6】青森中央学院大学経営法学部特待生規程、青森中央学院大学経営法学部スポーツ特待生規程

【資料 3-4-7】青森中央学院大学取得資格特待生規程

【資料 3-4-8】学校法人青森田中学園外国人私費留学生学費減免規程

【資料 3-4-9】令和6年度学生便覧 74 頁

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

<大学・大学院>

本学の校地・校舎は、併設の青森中央短期大学と併用しており、校地面積は 125,077 m²、校舎の面積は 26,943 m²となっており、大学設置基準を充足している。各校舎に講義室 24 室、演習室 7 室、実習室 13 室、情報処理演習室 3 室、図書館を整備しており、運動場についても 3 号館（第 1 体育館）、10 号館（第 2 体育館）、人工芝サッカー場、野球場、屋内練習場、テニスコート、柔道場を設置し、それぞれの目的にあった特徴を生かした使い方をしている【資料 3-5-1】。施設、設備の運営・管理については、計画的に専門業者へ委託し、保守点検を実施し、不良箇所等があった場合は、その都度修理、交換等を行い適切に実施している。

<エビデンス集>

【資料 3-5-1】令和 6 年度学生便覧 187～201 頁

快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

<大学・大学院>

2号館には、学生の休憩場所や各サークル用のサークル室が大小合わせ22室、グループディスカッションやグループワークなどを取り入れた授業が行えるアクティブ・ラーニング室、7号館には公開講座や各種イベント等が開催でき、学生の休憩場所としても利用できるフリースペース、図書館にはグループでの討論等で利用可能なグループ学修室が5室、1人で集中して勉強したいときに利用できる研究個室が4室、ディスカッションが可能なスペースとして、可動式の机やイスを自由に配置することができ、ホワイトボードやパソコンを利用して、学修形態やニーズに合わせて、学生自身が主体的に学修できる、ラーニング・コモンズを配置し、有効に活用している【資料 3-5-2】。7号館の看護学実習室には高機能シミュレータ2台を設置し、授業以外にも学生が自己学習に活用している【資料 3-5-3】。カフェテリアでは、日替わり定食や、麺類などの定番の他に、健康に気を使い野菜を食べて欲しいという願いが込められたヘルシーランチ、全国食べ歩きフェアとして月替わりで、全国ご当地料理を提供したり、併設の青森中央短期大学食物栄養学科の学生が考案したメニューなどを提供したりするなど、学生からも好評である【資料 3-5-4】。

<エビデンス集>

【資料 3-5-2】 令和6年度学生便覧 194頁

【資料 3-5-3】 令和6年度学生便覧 195頁

【資料 3-5-4】 令和5年1～3月のカフェテリアにおけるメニュー例

ICT環境を適切に整備しているか。

<大学・大学院>

学生の学修環境としてのICT環境整備に関しては、本学では、近年の社会情勢を鑑み、令和4(2022)年度新入生よりノートパソコンを必携化している。全学生には在学期間中使用できるMicrosoft365アカウントを配布し、基幹教育センターICTワーキングによる相談フォームの開設など、学修に必要なサポート体制を整えている。入学時に新入生に対して、PC必携化の目的やMicrosoft365の使用に関するガイダンスを複数回実施し、在学中のICT活用を支援している。加えて、全館に学生が無料で使用できるWi-Fiネットワークを整備しており、学内のどこからでもインターネットにアクセスできる環境を提供している。学生がいつでも出力できるオンデマンドプリンターを情報処理演習室、図書館、本部棟ホールに設置し、プリントアウトができる環境を整備している。なお、PC必携化開始前の入学者のフォロー体制として、令和6(2024)年度までは図書館への貸し出し用ノートパソコン(30台)の整備、情報処理演習室3室計160台のパソコンの整備を維持している【資料 3-5-5】

大学として質の高い教育を提供するためのICT環境整備として、学内の全ての教室にWi-Fi環境を整備し、多くの教室にはプロジェクタやスクリーンなどの情報機器を設置している。2号館3階にはアクティブ・ラーニング教室を整備しており、4面のスクリーンを備え、双方向的な授業や様々な素材を利用した授業が展開できるようになっている。

COVID-19 感染拡大以降は遠隔授業の実施に対応するため、オンデマンド（録画視聴）型の授業実施のための遠隔授業用ノートパソコン、iPad、web カメラ、イヤホンマイク、ビデオカメラ、ビデオキャプチャー、スピーカーフォンなどの準備を整えた。これらの設備は、COVID-19 収束以降、多様化した授業運営において現在も活用されている。

本学の教育に関わる ICT 環境の組織的な整備・検討体制は、教職員から構成される基幹教育センターを組織し、学園設置校における数理・データサイエンス・AI 教育や ICT 活用教育などを検討している。本センターでは、学生のノートパソコン必携化のほか、教員の ICT 活用教育に関する支援も行っている【資料 3-5-6】

<エビデンス集>

【資料 3-5-5】 パソコン必携の手引き ICT Guide 2024

【資料 3-5-6】 学校法人青森田中学園基幹教育センター規程

3-5-② 図書館の有効活用

図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

<大学・大学院>

図書館の面積は、1,952 m²である。ラーニング・コモンズを含めた本学の図書館は、閲覧席 318 席、104,000 冊が収容可能な設備を有している。学園で保有している蔵書数は 105,182 冊（うち外国書 5,523 冊）である。学術雑誌受入タイトル数は 192 誌（うち外国書が 44 誌）、電子ジャーナルタイトル数は 11 誌（うち外国書 8 誌）であるほか、映像資料 1,584 点整備している。なお令和 4(2022)年度から電子ジャーナルの洋雑誌の購入形態を見直したことから、学術雑誌のタイトル数は減少しているが、Elsevier 社のトランザクション方式を活用することにより、同社の 2,000 を超える学術雑誌の情報に研究者個々がアクセスできる体制を整えた。これは開館時間を問わずにアクセス可能であることから、十分な学術情報を活用できるようになっている。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

<大学・大学院>

障がいのある学生を受入れるための施設設備において、学内の各棟にはスロープが設けられ、車いすでの通行が可能となっており、バリアフリーへの対応がなされている。また、本部棟、3号館（第1体育館）、7号館、9号館、10号館（第2体育館）には、障がい用トイレを設置している【資料 3-5-7】。エレベータが設置されていない1号館には、自走式の車いす階段昇降車を備え付けている。自走式の車いす階段昇降車については、職員が定期的に動作確認等を行い安全性の確認を行っている。

<エビデンス集>

【資料 3-5-7】 令和 6 年度学生便覧 187～200 頁

施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

<大学・大学院>

施設の耐震化については、完了計画を策定し適切に管理している。また、耐震化状況をホームページ上で公表している。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

全学的な PC 必携化の推進により、学生の約半数が文書作成などの ICT スキル向上を実感している。また、経営法学部では、キャリア支援において 2 年生を対象としたキャリアプランニング授業で「メディアリテラシー」講座を開講し、情報リテラシー全般の素養教育に注力しているほか、留学生向けのキャリア講座も実施し、就職意欲の向上を図っている。看護学部では、年次特待生制度で優秀な学生の学修意欲維持と経済的負担軽減を図っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

GPA 制度や FD 研修会で成績評価の厳格化を図りつつも、客観性確保のための教員間での共通理解の深化やシラバスへの明記事項の具体化が課題である。また、授業外学習の組織的な促進・把握強化、さらに、ルーブリック等を用いた教育効果の測定結果に基づく、エビデンスベースでの教育課程の継続的な検証・見直し体制の強化が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

成績評価の客観性確保については、FD 研修を通じて評価基準・方法に関する教員間の共通理解を更に深めるとともに、シラバスへの評価方法の記載を具体化し充実させる。また、授業時間外学習の促進のため、シラバスに具体的な予習・復習内容と時間を徹底して記載する。加えて、学習ポートフォリオの導入や学習行動データの IR 分析を検討し、実態を精緻に把握する仕組みを構築していく。

教育効果の測定では、ディプロマ・ポリシー達成度を測る全学的な指標（ルーブリック等）の策定を検討する。IR 推進会議が中心となり、この測定結果や卒業生・企業アンケート結果などのエビデンスに基づき、教育課程全体の継続的な検証と見直しを行う PDCA サイクルの機能を強化していく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

本学のディプロマ・ポリシーは、平成 26(2014)年度の看護学部開設に合わせて、経営法学部、看護学部それぞれの教育目的を踏まえて策定された。さらに令和 4(2022)年度に両学部の三つのポリシーを見直した際に、ディプロマ・ポリシーとの整合性について担当委員会における議論を深めるとともに、教授会においても確認した【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】。こうして見直された三つのポリシーは、令和 5(2023)年度入学生より適用されている。

ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページに掲載するとともに、学生便覧にも明示し、周知を図っている【資料 4-1-3】。また、新入生の入学時ガイダンスや始業ガイダンスにおいて、学生便覧を用いて、具体的に説明している。

経営法学部

経営法学部の教育目的は、「豊かな人間性に立ち、より良き人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成する」とことと定められている【資料 4-1-4】。経営法学部のディプロマ・ポリシーは、この目的に基づき、「個人と社会の発展の礎となる様々な組織が直面する諸問題に対して、地域からグローバルな視野を広げ、規範的かつ創造的に解決する人材を養成すること」を目標として、以下のように、定められている【資料 4-1-5】。

1. <態度・志向>

- ①自立した市民として主体的に判断・行動し、より良い人間関係や社会を築くための基本的態度を身に付けている。
- ②多様な価値観を認め、お互いの意思を尊重し合う態度を身に付けている。
- ③地域からグローバルな視野を広げ、世界の活力を地域へ導こうとする態度を身に付けている。

2. <知識・理解>

- ①修得した経営学と法学を核とする学際的な知識を生かし、現代の組織社会やそこに生きる人々の間の協働や利害調整の仕組みを広い視野に立って理解できる。
- ②自己の在り方を、社会や自然などの変化と関連付けて捉え、自分自身が備えるべき知識や能力と、それらの修得方法を理解できる。

3. <技能・伝達>

①日常及び職業の生活にわたって必要とされる技能（①情報収集・分析・評価の能力・②数量的スキル、③論理的思考力）を身に付け、研鑽を重ねることで、適切に活用できる。

②自らの考えを明確に表現し、他者と適切にコミュニケーションを図ることができる。

4. <総合・統合>

持続可能な社会の構築に向け、獲得した知識・技能を総合し、高い倫理観と自律心を持って、自ら課題を見出し、創造的かつ計画的に、解決にあたることができる。

これらは、経営法学部において、豊かな人間性を育み、進取性を培うことによって、良識ある職業人となるためにも、さらには、組織の直面する諸問題を規範的かつ創造的に解決する人材となるためにも、不可欠な能力である。

看護学部

看護学部の教育目的は、「生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し、他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材を育成する」と定められている【資料 4-1-6】。

この目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーでは「態度・志向」「知識・理解」「技能・伝達」「総合・統合」の4つを柱とし、「態度・志向」には看護の対象者である人間の尊厳や倫理観、人間と社会や自然の理解および専門職業人に求められる自己研鑽力に係る内容として2項目を、「知識・理解」には看護学の基礎となる理論、技術の修得に係る内容として1項目を、「技能・伝達」には看護の基礎的な実践能力の修得に係る内容として1項目を、「総合・統合」には多職者との協働、地域の健康課題の分析・地域社会に働きかける基礎的能力に関する内容として1項目の、計5項目を掲げてきている。令和4(2022)年度の見直しに当たり、教育目的に基づきディプロマ・ポリシーの基本的な考えは変わらないことを確認した上で、超高齢社会や急速に進行する情報化社会や国際化への理解の重要性から、令和5(2023)年度により適切な文言に修正した。令和6(2024)年度学生便覧「1. 学部の理念・目的」の中に「2) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」として記載している。

<態度・志向>

1. 人間と社会、自然への理解を深め、人間性を育み、人権を尊重・擁護する倫理観を身につけている。
2. 地域とグローバルの双方の視点から、看護を主体的に探究し、自己研鑽し続ける能力を身につけている。

<知識・理解>

3. 看護・健康科学の知識・看護技術を保健医療福祉の場で活用して課題を解決する能力を身につけている。

<技能・伝達>

4. あらゆる場、あらゆる年代の個人および家族、コミュニティの健康課題を分析し、エ

ビデンスに基づく看護を実践する能力を身につけている。

<総合・統合>

5. 保健医療福祉チームの一員として協働し、創造的に看護の役割を果たす能力を身につけている。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科の教育目的は「法的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成すること」であり【資料 4-1-7】、こうした人材の育成に向けてディプロマ・ポリシーが定められており、修業年限を満たし、所定の単位を修得し、研究成果が審査に合格した者に対して学位が与えられるとしている【資料 4-1-8】。

令和 4(2022)年度には、三つのポリシーが見直されており、ディプロマ・ポリシーにおいても修了までに備えなければならない2つの能力が以下のように明確化されている【資料 4-1-9】。

- ①経営・法律領域における高度な思考力と知識を備え、それらを総合して、課題を見つけ、創造的に解決する能力
- ②グローバルな視点から変化する地域の課題を分析することができ、その解決に向け、多様な人々と協働し、成果に結びつけるためのマネジメントの方法を理解し、応用する能力

ディプロマ・ポリシーは大学ホームページに掲載するとともに、ガイドブック、大学院学生募集要項、令和 6(2024)年度学生便覧において明示し、学部学生や留学生を対象とした大学院入試説明会においても説明している【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】。

<エビデンス集>

【資料 4-1-1】 青森中央学院大学経営法学部令和 4 年度第 9 回教授会資料

【資料 4-1-2】 青森中央学院大学看護学部令和 4 年度第 9 回教授会資料

【資料 4-1-3】 令和 6 年度学生便覧 21～22 頁、57 頁

【資料 4-1-4】 青森中央学院大学学則第 1 条第 2 項

【資料 4-1-5】 令和 6 年度学生便覧 21～22 頁

【資料 4-1-6】 令和 6 年度学生便覧 57 頁

【資料 4-1-7】 青森中央学院大学大学院学則第 2 条第 2 項

【資料 4-1-8】 青森中央学院大学大学院学則第 37 条、38 条

【資料 4-1-9】 青森中央学院大学大学院地域マネジメント研究科令和 4 年度第 8 回研究科委員会資料

【資料 4-1-10】 青森中央学院大学大学院ガイドブック 2025

【資料 4-1-11】 青森中央学院大学大学院令和 7 年度学生募集要項

【資料 4-1-12】 2024 年度大学院学生便覧 3 頁

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

<大学>

経営法学部

1) 単位認定基準の策定

単位認定基準については、青森中央学院大学学則（以下、大学学則）第 15 条において定めている。試験に関する事項は、大学学則第 14 条及び「試験規程」において定めている。

各科目シラバスの「教育目標との関連」の欄において、ディプロマ・ポリシーとの関連を明記しており、各科目ではそれに基づき「具体的な到達目標」「授業の内容」「成績評価の基準及び評価方法等」が設定されている。

成績評価基準については、大学学則第 14 条において定められ学生便覧に明示している【資料 4-1-13】。

他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位の認定については、大学学則第 21 条に定め、新たに本学 1 年次に入学を許可された者の当該大学又は短期大学において修得した単位については、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。また、編入学前に大学又は短期大学等において修得した単位の認定については、「編入学規程」により、3 年次編入時の単位認定の上限を 62 単位としている【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】。

2) 進級基準の策定

進級基準については令和 5(2023)年度に青森中央学院大学進級規程を定め、令和 6(2024)年度から運用している【資料 4-1-16】。

看護学部

1) 単位認定基準の策定

単位認定基準については大学学則第 15 条において定めている。試験に関する事項は、青森中央学院大学学則第 14 条及び「試験規程」において定めている。各科目シラバスの「教育目標との関連」の欄において、ディプロマ・ポリシーとの関連を明記しており、各科目ではそれに基づき「具体的な到達目標」「授業の内容」「成績評価の基準及び評価方法等」が設定されている。成績評価については、大学学則第 14 条において定めており、学生便覧に明示している【資料 4-1-13】。

他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位の認定については、大学学則第 21 条に定め、新たに本学 1 年次に入学を許可された者の当該大学又は短期大学において修得した単位については、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる【資料 4-1-14】。

2) 進級基準の策定

令和 5(2023)年度には進級要件を検討し、学則別表第 3 より 40 単位以上、または通算 GPA が 1.5 以上でなければならないこと、ただし、学部が提示する修学指導計画に学生が同意し、かつ学長が認めた場合は、前項によらず進級させることができるとした。これらについては、令和 6(2024)年度学生便覧に明示している【資料 4-1-16】。また、臨地実習を通じて多様な 病態にある患者や地域で生活する様々な年代にある人々の看護について学習することから、各実習に関連した基礎・基本となる知識・技術・態度を修得していることが重要なため、各実習科目の履修要件を設けている【資料 4-1-17】。履修要件の主旨、各実習科目の履修要件については、学生便覧に明示している。

<大学院>

令和 4(2022)年度に策定され、令和 5(2023)年度から適用されたディプロマ・ポリシーに基づいて学修成果評価方針が定められ、学位論文と授業科目の評価の方針が明確になっている。単位認定基準は青森中央学院大学大学院学則（以下、大学院学則）第 26 条及び第 27 条に、修了認定基準は第 37 条に定めている【資料 4-1-18】。また、学位論文審査と学位授与に関しては、大学院学位規程に定めている【資料 4-1-19】。

これらは大学院学生便覧や大学院募集要項に記載し、大学ホームページに掲載するとともに、大学院進学説明会や新入生ガイダンスにおいて説明している。

<エビデンス集>

【資料 4-1-13】 青森中央学院大学学則第 14 条、令和 6 年度学生便覧 15 頁

【資料 4-1-14】 青森中央学院大学学則第 21 条

【資料 4-1-15】 青森中央学院大学編入学規程

【資料 4-1-16】 令和 6 年度学生便覧 186 頁

【資料 4-1-17】 令和 6 年度学生便覧 64～65 頁

【資料 4-1-18】 青森中央学院大学大学院学則第 26 条、27 条、37 条

【資料 4-1-19】 青森中央学院大学大学院学位規程

ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

<大学・大学院>

1) 単位認定基準の厳正な適用

単位認定については、学則・試験規程・シラバス等に基づいて厳正に適用している。

2) 進級基準の厳正な適用

進級基準については、令和 5(2023)年度に青森中央学院大学進級規程を策定し、令和 6(2024)年度から運用している。

3) 卒業・修了認定基準の厳正な適用

卒業認定基準については、学則・学位規程等に基づいて厳正に適用している。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

本学のカリキュラム・ポリシーは、平成 26(2014)年度の看護学部開設に合わせて定められており、経営法学部、看護学部それぞれの教育目的を踏まえて策定された。さらに令和 4(2022)年度に両学部の三つのポリシーを見直した際に、カリキュラム・ポリシーと教育目的及びアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの整合性について担当委員会における議論を深めるとともに、教授会においても確認した【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】。令和 6 年 3 月の教学マネジメント委員会では、ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーとともに、カリキュラム・ポリシーの点検を行っている【資料 4-2-3】。

カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページに掲載するとともに、学生便覧にも明示し、周知を図っている【資料 4-2-4】。また、新入生の入学時ガイダンス等において、学生便覧を用いて、具体的に繰り返し説明している。

経営法学部

経営法学部の教育目的は、「豊かな人間性に立ち、より良き人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成する」とことと定められている【資料 4-2-5】。経営法学部のカリキュラム・ポリシーは、この目的を達成するためにディプロマ・ポリシーに基づき、教育課程をコモンベーシックス、リベラルアーツ科目、専門科目の 3 つの科目群に分け、各科目群を構成する授業科目が有機的に連携し、系統的に学修できるようにすることを明示している。その上で、各科目群がどのような能力を身に付けるために配置され、実施されるのか、それらがどのディプロマ・ポリシーに対応するのかなど、教育課程の編成と実施の方針を示している【資料 4-2-6】。これらは、経営法学部において、豊かな人間性を育み、進取性を培うことによって、良識ある職業人となるためにも、さらには、組織の直面する諸問題を規範的かつ創造的に解決する人材となるためにも不可欠な能力を培うのに必要な体系的な教育課程の基礎となっている。なお、令和 4(2022)年度の改編では、カリキュラム・ポリシーが教育課程編成方針、教育課程実施方針、学修成果評価指針から構成されることを明確化した。教育課程編成方針は平成 25(2013)年度に策定されたものを基本とし、一部の科目群の名称や表現が改められた。教育課程実施方針では、学修効果を高めるべく、「実践的で深い学び」とするための工夫や、

いわゆるキャップ制、初年次教育を意識した習熟度別あるいは少人数のクラス編成、初年次から経営学と法学の学際的な科目（経営法律総合論）を起点に体系的な学びとすることを明示している。また、学修成果評価指針では、学修と教育の質の向上のため、評価の視点からシラバスの意義を示しつつ、学生の異議申し立てや、学生と教員による学修課題の分析・改善に向けた機会を確保し、それを基に、教員が科目内容や教授方法の質的改善を進めることを明示している【資料 4-2-1】。

看護学部

看護学部の教育目的は、「生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し、他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材を養成することを目的とする。」と定められている【資料 4-2-7】。この目的を達成するためにディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧および大学ホームページに明示し、周知している【資料 4-2-8】。

教育課程編成方針では、コモンベーシックス、教養科目、専門科目の3つの科目群に分け、専門科目は「健康科学と看護実践」「人間発達と健康支援」「看護の統合と発展」に区分して、各科目群を構成する授業科目が有機的に連携し、系統的に学習できるようにすることを明示している。

教育課程実施方針では、学生の主体性、問題解決能力、コミュニケーション力、連携や協働力を培うためにアクティブ・ラーニングを取り入れることのほか、講義科目における双方向性の重視、看護演習科目におけるシミュレーション教育の重視、現場における実習科目の別に、目標達成のための具体的な実施方針を明示している。

学修成果評価指針では、学修と教育の質の向上のため、評価の視点からシラバスの意義を示しつつ、学生の異議申し立てや、学生と教員による学修課題の分析・改善に向けた機会を確保し、それをもとに、教員が科目内容や教授方法の質的改善を進めることも明示している。

令和6(2024)年度には、看護学部設置認可申請時の教育理念および教育目的について、整合性、妥当性を見直し検討した結果を教学マネジメント委員会に提出した。新教育理念、新教育目的は令和7(2025)年度から適用される。また、令和7(2025)年度からの改正カリキュラムを文部科学省に申請し承認された。策定した新カリキュラムにあわせてカリキュラム・ポリシーを見直し、他学部との表現の整合性も確認し、教学マネジメント委員会に提出した。

<大学院>

地域マネジメント研究科の教育目的は、「法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成すること」と定められている【資料 4-2-9】。これを踏まえて、「時代の潮流や地域の課題に対応できるマネジメント力」の育成を目的としたカリキュラム・ポリシーが策定された【資料 4-2-10】。令和4(2022)年度にはこれを見直し、地域課題の理解を目的とする導入科目（必修）、経営学、法学及び関連領域の専門科目、学位論文を作成する課題研究科目を配置

し、学修成果評価方針として、各授業科目の特性に応じた評価と、学位論文審査の基準による評価を適正かつ公正に行うことを定めている【資料 4-2-11】。

<エビデンス集>

- 【資料 4-2-1】 青森中央学院大学経営法学部令和 4 年度第 9 回教授会資料
- 【資料 4-2-2】 青森中央学院大学看護学部令和 4 年度第 9 回教授会資料
- 【資料 4-2-3】 令和 6 年 3 月教学マネジメント委員会資料「3 ポリ点検、IR 教育課程検証」
- 【資料 4-2-4】 令和 6 年度学生便覧 22～23 頁、58 頁
- 【資料 4-2-5】 青森中央学院大学学則第 1 条第 2 項
- 【資料 4-2-6】 令和 6 年度学生便覧 22～23 頁
- 【資料 4-2-7】 令和 6 年度学生便覧 57 頁
- 【資料 4-2-8】 令和 6 年度学生便覧 58 頁
- 【資料 4-2-9】 2024 年度大学院学生便覧 2 頁
- 【資料 4-2-10】 2024 年度大学院学生便覧 4 頁
- 【資料 4-2-11】 2024 年度大学院学生便覧 5 頁

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

<大学>

カリキュラム・ポリシーは、各学部の教育目的の達成のためにディプロマ・ポリシーに基づくことを明示している。さらに、教育課程を構成する各科目群がディプロマ・ポリシーのどの項目に示される能力を育むために設置しているかについても、各々明示することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している【資料 4-2-12】。

<大学院>

本研究科は、教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、そこで定めた能力を効果的に養成するためにカリキュラム・ポリシーとして教育課程編成方針を定めて、各科目を体系的に構成している【資料 4-2-13】。

<エビデンス集>

- 【資料 4-2-12】 令和 6 年度学生便覧 21～23 頁、57～58 頁
- 【資料 4-2-13】 2024 年度大学院学生便覧 4 頁

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

<大学>

経営法学部

経営法学部のカリキュラム・ポリシーでは、学部の教育目的を達成するためにディプロマ・ポリシーに基づき、教育課程をコモンベーシックス、リベラルアーツ科目、専門科目の3科目群に分け、各科目群を構成する授業科目が有機的に連携し、系統的に学修できるようにすることを明示している。本学では、令和6(2024)年度より経営法学部および併設する短期大学の教養教育を再編し、次世代を見据え、備えておくべき能力の養成を目的とした横断教育としてリベラルアーツ教育を開始した。教養教育は、大きくコモンベーシックスとリベラルアーツからなる。さらに、3科目群の各々は、ディプロマ・ポリシーにおける学修目標に即して、いくつかの領域や段階に細分されており、その領域や段階を複数の授業科目が構成することで、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連についても明らかにしている【資料 4-2-14】。

コモンベーシックスは「外国語」、「情報処理」、「キャリアプランニング」、「探究の基礎」の領域に細分されており、各々が系統的、段階的な観点から設けられた授業科目によって構成されている。なお、「探究の基礎」は、問題発見や情報収集・分析・討論・レポート作成・報告などの基礎的学修能力を身に付けるための科目であり、1年次で完結している。また、「外国語」、「情報処理」、「探究の基礎」では、学修効果を高めるべく、少人数クラス編成を取り入れている。

リベラルアーツ科目は「人間の探究」、「社会の探究」、「自然の探究」の3領域に細分されており、各々が系統的、段階的な観点から設けられた授業科目によって構成されている。

専門科目は「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「地域探究」、「専門演習」という5段階に細分されている。各々が系統的、段階的な観点から設けられた授業科目によって構成されており、特に、「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」については「経営領域」、「法律領域」、経済学や政治学からなる「関連領域」の3領域に分けて授業科目を配置している。「基礎科目」は、基本的知識と理解を身に付けることを目的に、主として1年次に配置されており、ここに含まれる必修科目は学修効果を高めるため複数のクラスに分けて実施されている【資料 4-2-15】。1年次後期の必修科目「経営法律総合論」において、経営学と法律学にわたる学際的な理解を深め、これを起点に、2年次以降に配置されている「基幹科目」や「地域探究・グローバル人材養成」を構成する「アクト科目」や「海外実習」、「専門演習」、3・4年次以降に配置されている「展開科目」、4年次に配置されている「卒業論文」などの学修へとつなげている。

こうした専門科目間のつながりは、令和5(2023)年度に策定された経営法学部専門科目カリキュラム・ツリーにて明示されている【資料 4-2-16】。「基幹科目」は、「基礎科目」での学修を踏まえ、諸問題の分析を通じて、リーガルマインドを有する経営的思考を身に付けることを目的としている。また、「展開科目」は、「基礎科目」や「基幹科目」で身に付けた知識や技能を統合し、具体的な課題の解明を行い、問題解決に向けた方途を見出すことを目的としている。「地域探究」は、具体的な問題領域から課題を見出し、知識を活用して解決の方途を明らかにするための科目である。ここには、実際の地域課題の解決を教

材とする「地域探究アクト」や「地域密着アクト」、地元の製品の海外販売や海外製品の輸入・販売を通じて、課題解決力などを磨く「短期海外アクトⅠ・Ⅱ」などの科目が配置されている。

さらに、修得した知識に基づいて問題の所在を明らかにし、解決の方途を見出し、説得する能力を身に付けることを目的に「専門演習」が配置されている。専門演習は2年次から専門性を段階的に高めることで、無理なく、知識や技能を統合し、向き合う問題に対する解決の方途を見出し、4年次の専門演習Ⅲでは、全ての学生に卒業論文の報告機会を与えることで、説得する能力の向上を促している【資料 4-2-17】。卒業論文の執筆に取り組む「卒業論文」を配置しており、学生がこれまでの学修成果を統合し、自ずと卒業論文を完成できることを目指している【資料 4-2-18】。また、令和6(2024)年度は、カリキュラム委員会において、各科目の位置づけ等をコード化するナンバーリングの付番に向けた検討を行い、令和8(2025)年度からの実装に向け調整を続けている。

看護学部

看護学部のカリキュラム・ポリシーでは、教育目的を達成するためにディプロマ・ポリシーに基づき、教育課程をコモンベーシックス、教養科目、専門科目の3つに区分し、それぞれの科目群による教育および学修が体系的で有機的に連携するように編成するという趣旨のもとに、教育課程編成方針として具体的に6項目を掲げて教育課程を編成して実施している【資料 4-2-19】。また、これらの編成にあたっては、看護学教育のモデル・コア・カリキュラム及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則第5次改正主旨との整合性を確保している

コモンベーシックスでは、現代社会に生きる職業人に不可欠な基本的技能科目として、「外国語」、「情報処理」を設定している。「外国語」は、「英語リーディングスキルⅠ・Ⅱ」「英語コミュニケーションスキルⅠ・Ⅱ」を必修とし、「医療英語」「中国語」「韓国語」「ロシア語」の4科目から2科目を選択としている。「情報処理」では、「情報処理Ⅰ」「情報処理Ⅱ」「統計学基礎」を必修としている。

教養科目では、人間性を豊かにし、人間、社会、自然への理解を深めることを目指して、「人間の探究」「社会の探究」「自然の探究」の3領域で構成している。「人間の探究」には、「探究の基礎」「人間と哲学」「人間と心理」等の16科目を、「社会の探究」には、「暮らしと地域」「グローバル社会と文化」「暮らしと経済」等の7科目を設定している。「自然の探究」には、「自然の生態系」「自然と生物」「自然と化学」等の6科目を設定している。なお、コモンベーシックスと教養科目は、経営法学部の学生と、共に学修し、興味・関心によって多くの選択ができるよう配慮している。これらは、指定規則の基礎分野である科学的思考基礎と、人間と生活・社会の理解に対応している。

専門科目は、看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的側面から総合的に理解し、生命を尊厳する態度や倫理観を育成し、看護学の専門的知識・技術を修得するために、「健康科学と看護実践」「人間発達と健康支援」「看護の統合と発展」の3つに区分している。

「健康科学と看護実践」はさらに、「人間の心身の理解」「健康障害と回復の理解」「健康支援と社会福祉制度」「基礎看護学」「地域・在宅看護学」の5つで構成してい

る。「人間の心身の理解」には、「形態・機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「人間発達論」「病理病態学」等の7科目、「健康障害と回復の理解」には、「疾病治療論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「母性疾病治療論」「小児疾病治療論」「精神疾病治療論」「薬理と薬剤」「リハビリテーション論」「臨床栄養学」の9科目、「健康支援と社会福祉制度」には、「ヘルスプロモーション論」「医療と社会保障」「公衆衛生学」「看護と法律」「地域と生活習慣病」等の9科目、「基礎看護学」には、「看護学概論」「基礎看護技術論Ⅰ・Ⅱ」「身体診査演習Ⅰ・Ⅱ」「看護展開論」「看護過程演習」「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」の9科目、「地域・在宅看護学」には、「地域看護学概論」「在宅看護学概論」「地域健康支援論」「在宅看護援助論」「地域健康支援実習」「在宅看護学実習」の6科目を設定している。

「人間発達と健康支援」は、人間の発達段階に応じた看護領域として「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」の4領域に加え、すべての発達段階に関わる「精神看護学」の計5領域として、各領域の「看護学概論」「援助論」「臨地実習」で編成し、計24科目を設定している。

「看護の統合と発展」には、「国際医療論」「エンドオブライフ・ケア論」「家族看護学」「チームケア論」「看護研究Ⅰ・Ⅱ」「統合看護学実習」「キャリアアップ特論Ⅰ・Ⅱ」等の13科目を設定している。

保健師教育課程には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第5次改正との整合性を確保し、「公衆衛生看護支援論」「公衆衛生看護管理論」「公衆衛生看護活動展開論」「公衆衛生看護活動展開論」「公衆衛生看護額実習Ⅰ・Ⅱ」の6科目を必修としている。なお、保健師教育課程の必修科目のうち「公衆衛生看護学概論」「保健医療福祉行政論Ⅰ・Ⅱ」「医療経済学」は、看護師教育課程において選択科目として受講できるようにしている。

以上の科目を、学生のレディネスを踏まえて、学年進行に添って段階的に看護学についての倫理観、基礎力、実践力、応用力、連携力、自律性を獲得できるように編成している【資料 4-2-20】。

令和 7(2025)年度からのコモンベーシックス、リベラルアーツの改編に合わせ、専門科目の順序性や開講時期を見直した一部改正を行うこととし、カリキュラム改正案を策定して文部科学省に申請し、承認された。あわせて、カリキュラム・ポリシーについて見直し、検討結果を教学マネジメント委員会に提出した。

<大学院>

地域マネジメント研究科のカリキュラム・ポリシーにおいて、地域課題への対応力を養うために、地域課題理解のための導入科目として「地域マネジメント論」(必修)と、専門的な知識・理論・分析法を学ぶための、経営学、法学及び関連領域を含む「専門科目」、学位論文作成のための「課題研究科目」からなる教育課程編成が定められている【資料 4-2-21】。「専門科目」としては、経営学領域の「国際経営特論」「経営組織特論」「マーケティング特論」「企業危機管理特論」など、法学領域の「労働法特論」「行政法特論」「民法特論」「会社法特論」などと、関連領域の「地域開発特論」「地域産業特論」「現代政治特論」「グローバルコミュニケーション特論」などが配置されている。「課題研究科目」として、「演

習Ⅰ・Ⅱ」「特別演習」が配置されている【資料 4-2-22】。

<エビデンス集>

- 【資料 4-2-14】 令和6年度学生便覧 22～23 頁
- 【資料 4-2-15】 令和6年度経営法学部前・後学期時間割
- 【資料 4-2-16】 経営法学部専門科目カリキュラム・ツリー
- 【資料 4-2-17】 令和6年度卒業論文作成経過報告会実施要項
- 【資料 4-2-18】 令和6年度学生便覧 26～29 頁
- 【資料 4-2-19】 令和6年度学生便覧 58 頁
- 【資料 4-2-20】 令和6年度学生便覧 58～61 頁
- 【資料 4-2-21】 2024年度大学院学生便覧 4 頁
- 【資料 4-2-22】 2024年度大学院学生便覧 7 頁

シラバスを適切に整備しているか。

<大学・大学院>

シラバスは、全科目において、大学共通のシラバス様式に則って、作成している。「授業の概要」の項目には授業のあらまし、教育目標（ディプロマ・ポリシー）との関連、科目の位置づけ（他科目との関連性）、受講に必要な知識・スキルを具体的に示している。「具体的な到達目標」には、到達可能な具体的な目標を設定している。「授業内容」には、各回のテーマ、授業内容及び予習・復習の内容及び方法（事前・事後課題含む）を示し、学生が予習をして授業に臨み、授業後は復習を行い、確実な知識・技術の修得を促している。

「テキスト・参考書」の参考書にはできるだけ複数を記載するようにしている。「成績評価の基準及び評価方法等」には、2/3 以上の出席が必須であること、評価基準、評価方法等を具体的に記載している。学生への公開前には、教員各自で「シラバスチェックシート」を活用し、上記項目の記載についてチェック・修正することとしている【資料 4-2-23】。両学部ともに、教員によるセルフチェックの後、学務委員会を中心としたチェックを行い、シラバスに記載すべき項目に漏れなどが無いか確認を行っている。看護学部では、従来のシラバスチェックリストを確認した結果、①「授業概要」にアクティブ・ラーニングの実施内容、②「授業の内容」に小テスト・課題のフィードバック方法について記載依頼した。

【資料 4-2-24】シラバスは大学のホームページ上から検索閲覧が可能になっており、在学生に限らず、受験生や保証人、一般の方々にも参照できる情報となっている。

<エビデンス集>

- 【資料 4-2-23】 青森中央学院大学シラバス作成の手引き
- 【資料 4-2-24】 青森中央学院大学経営法学部シラバスチェックシート
青森中央学院大学看護学部シラバスチェックシート

履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

<大学>

単位制度については、1単位を修得するために必要な学修量（45時間）、授業形態（講義及び演習、実験・実習及び実技等）に応じた1単位当たりの授業時間数（15時間～30時間、30時間～45時間）を適切に定めている【資料 4-2-25】。教室外学修の指示についてはシラバスにおいてその有無、時間数などが記載され具体的指示が可能となっている【資料 4-2-26】。従来、学生便覧に履修登録単位数の上限を記載していたが、令和5(2023)年度に「青森中央学院大学授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程」を策定し、年間履修登録単位数は経営法学部では43単位、看護学部では46単位と定めている。この規程は、令和6(2024)年度新入生より適用した【資料 4-2-27】。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科では、履修登録単位数の上限設定は設けていない。修士論文の指導教員により、学生が自身の研究テーマに即した科目を履修するよう、履修指導を行うことで調整している。修士論文の研究執筆に要する時間などを考慮して、在学期間に応じた履修計画を指導している。

<エビデンス集>

【資料 4-2-25】 青森中央学院大学学則第16条

【資料 4-2-26】 シラバスの作成について（経営法学部、看護学部）

【資料 4-2-27】 令和6年度学生便覧13頁、63頁

4-2-④ 教養教育の実施

教養教育を適切に実施しているか。

<大学>

本学では、コモンベシックスと教養科目をリベラルアーツ科目として捉え、学園組織である基幹教育センターで協議検討している。令和5(2023)年度は学部・学科等を横断するカリキュラムの編成に向けて検討した結果、令和6(2024)年度より、経営法学部と併設の青森中央短期大学とで学部・学科横断型のリベラルアーツ科目を開設した。看護学部のカリキュラム変更については、文部科学省に変更承認申請書を提出し許可を得る必要があるが、令和7(2025)年度よりリベラルアーツ科目を開設するため、令和6(2024)年度に申請書を提出した。

<経営法学部>

令和6(2024)年度より経営法学部および併設する短期大学の教養教育を再編し、次世代を見据え、実社会で活躍する上で備えておくべき能力の養成を目的とした横断教育を開始した。教養教育は、大きくコモンベシックスとリベラルアーツからなる。本学では、コモンベシックスを、「現代の社会生活を営み、職務の遂行に不可欠な基本的技能」と定義

し、リベラルアーツ教育を、「建学の精神に基づく豊かな人間性の形成のために様々な分野の基礎的知識を学び、地域への理解とグローバルな視点を養うとともに、論理的思考力、判断力、主体性、倫理観、多様性への理解などを発展させる唯一の正解だけではない世界を生きていく力を育む教育」と定義している。リベラルアーツ教育では、本定義に基づいて、人間の探究、社会の探究、自然の探究を科目群として定めている。また、今般の再編により、データ分析や高い情報処理能力を身に付けることを目的とした「データサイエンス・AI 基礎」を必修科目として設置。虚偽情報(フェイクニュース)が氾濫する現代社会において、それらに騙されないだけのリテラシーや批判的思考力を身につけることを目的とした「科学リテラシーと批判的思考」といった特色ある科目を新たに設けた。

<看護学部>

看護学部では教養科目として、必修科目 10 単位、選択科目 8 単位以上、合計 18 単位以上を卒業要件としている。看護学部のディプロマ・ポリシーを踏まえて「人間の探究」領域から「探究の基礎(演習 1 単位)」「自己の探究(演習 1 単位)」「対人コミュニケーション論(講義 2 単位)」「人間関係とリーダーシップ(講義 2 単位)」を、「社会の探究」領域から「暮らしと地域(講義 2 単位)」を、「自然の探究」領域から「生命の科学(講義 2 単位)」を必修科目として設定している【資料 4-2-28】。

<エビデンス集>

【資料 4-2-28】令和 6 年度学生便覧 59 頁、68～71 頁

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

<大学>

アクティブ・ラーニングについては、学生の学びを深めるために積極的に取り入れるよう、また、授業に取り入れる際にはその旨をシラバスに記載するよう求めている【資料 4-2-29】。令和 6(2024)年度のシラバス上では、全学的に 241 科目中、170 科目(70.5%)でアクティブ・ラーニングを授業に取り入れている。授業改善アンケートの「教員はアクティブ・ラーニングの教授法を使いましたか」に対して「はい」と答えた学生は、前学期では経営法学部 53%、看護学部では 71%だった【資料 4-2-30】。シラバスに記載されているアクティブ・ラーニング導入割合と学生の実感値には数値の違いはあるが、教員は積極的にアクティブ・ラーニングを授業に取り入れている。教員の日頃の教授法を学内で共有することを目的に、令和 4(2022)年 11 月から Teams 上で「わたしのアクティブ・ラーニング」と題し、毎月配信してきた。令和 6(2024)年度は隔月とし計 4 回配信し、教授法を共有している。【資料 4-2-31】。以上より、教員は教授方法を工夫し、より良い授業の実施に向けて取り組んでいる。

経営法学部

経営法学部の教育課程実施方針には、「授業科目では、考える機会を意識的に与え、意見

などを表明し合うことで、実践的で深い学びへつなげる」とあり【資料 4-2-32】、アクティブ・ラーニングによって、学修効果を高めることが明確に意識されている。実際、令和6(2024)年度、シラバス上アクティブ・ラーニングを取り入れているのは経営法学部開講科目数141科目のうち103科目(73.0%)を占めている。地域探究アクトや短期海外アクト、地域密着アクトなどの科目では、グループディスカッションやプレゼンテーション、研究調査、地域課題解決のプロジェクト、地域団体との共同作業などを取り入れている。さらに、「経営法律総合論」や「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「社会事業論」などでは、クイック・サマリー・レビュー(授業のポイントを授業内で素早く振り返ることで学修内容の定着を図る)やマイクロラーニング(学修内容を細分化し、各々の理解や定着を図る)などを組み合わせて取り入れている。以上のように、広くアクティブ・ラーニングを取り入れており、学生の学修が能動的になるよう努めている。

看護学部

看護学部の教育課程実施方針には、「講義・演習・実習科目では、学生の主体性・問題解決能力・コミュニケーション力・チーム内での連携や協働力を培うために、グループワークやプレゼンテーション・ディスカッション等のアクティブ・ラーニングを取り入れる」とあり【資料 4-2-33】、演習・実習に限らず講義においても方針に則った授業を実践している。令和6(2024)年度、シラバス上アクティブ・ラーニングを取り入れているのは看護学部開講科目数(両学部共通開講の教養科目は経営法学部科目数として計上)100科目のうち67科目(67.0%)を占めている。1年次から「探究の基礎」において少人数制ゼミナール方式を用い、課題に対するレポート作成、ディスカッション、プレゼンテーションを実施している。「国際医療論」では経営法学部留学生と共にグループに分かれて、災害医療や感染症等の課題についてインスピレーション・トーク、ディスカッション、プレゼンテーションを繰り返し、人々の背景を考慮した国際看護活動を学んでいる。「形態・機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、一部の単元に反転授業を取り入れている。2年次以降の「母性看護学概論」では、「ライフサイクルにおける性と生殖の健康支援」については、Forms等を活用し、TBL(チーム基盤型学習)を進めている。「精神看護学概論」では、授業において適宜学生同士のディスカッションを行っている。「地域看護学概論」では、予習をプレクイズで確認、ポストクイズではその回の理解度を確認している。【資料 4-2-34】。以上のように、講義科目においてもアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、学生の能動的学習の育成に努めている。

<大学院>

授業科目の内容や方法については、大学院生にも学会発表や外部プロジェクトへの参加の機会を提供している。また、各大学院生には「特別演習」において、3回の研究発表の機会が設けられており、他の大学院生の研究テーマを知る機会になると共に、発表に向けた準備などが自律修学の柱となっている【資料 4-2-35】。

<エビデンス集>

【資料 4-2-29】 青森中央学院大学シラバス作成の手引き 2 頁

【資料 4-2-30】2024 年度 FD 活動報告書 38 頁、40 頁

【資料 4-2-31】2024 年度 FD 活動報告書 16 頁

【資料 4-2-32】令和 6 年度学生便覧青森中央学院大学 23 頁

【資料 4-2-33】令和 6 年度学生便覧青森中央学院大学 58 頁

【資料 4-2-34】令和 6 年度シラバス 探求の基礎、国際医療論、形態・機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

【資料 4-2-35】2024 年度大学院学生便覧 51 頁

授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

<大学>

経営法学部

必修科目である「英語Ⅰ・Ⅱ（演習 2 単位）」と「情報処理Ⅰ・Ⅱ（演習 2 単位）」について、習熟度に合わせたクラス編成を行っている。令和 6(2024)年度は、「英語Ⅰ・Ⅱ」（必修科目）は 1 クラス 30 名前後、「情報処理Ⅰ・Ⅱ」（必修科目）については 30～50 名程度のクラスサイズに調整している。その他、1 年次配置の講義形式の必修科目（経営法律総合論、経営学入門、会計学入門、法学入門、マクロ経済学）についても、各科目につき 2 クラス以上を設け、クラスサイズを調整している【資料 4-2-36】。「探究の基礎（必修科目、演習 2 単位）」、「専門演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（必修科目、演習 2 単位）」については、ゼミ形式で授業が行われるため、原則として 1 ゼミ 10 名以内で編成している【資料 4-2-37】。

看護学部

看護学部定員は 1 学年 80 人（1 クラス）であることから、学部内各科目の学生配置は 80 人 1 クラスを基本単位としている。その上で、各授業科目の教育効果を十分に上げられるよう、1 クラスを複数に分割するなどして、クラスサイズを適切に管理している。

1 年次の「探究の基礎（必修、演習 1 単位）」では、前半 5 回は学生全員に対してアカデミックスキルの修得を目的とした演習を行い、後半 10 回は担当教員 1 人につき学生 6 名程度のゼミ形式により演習（情報収集・レポート作成・成果発表等）を実施している。また、「英語リーディングスキルⅠ・Ⅱ（必修、演習 1 単位）」「英語コミュニケーションスキルⅠ・Ⅱ（必修、演習 1 単位）」「情報処理Ⅰ（必修、演習 2 単位）」、2 年次の「情報処理Ⅱ（必修、演習 1 単位）」では、科目の特性から初回からクラスを 2 分割して実施している。

専門科目（1～3 年次）の各援助論科目では技術演習やアクティブ・ラーニングの実施のため、クラスを複数に分割して実施している【資料 4-2-38】。

3 年次の「看護研究Ⅰ（必修、演習 2 単位）」では前半 8 回を研究方法論の演習とし、後半 22 回と 4 年次の「看護研究Ⅱ（必修、演習 2 単位）」はゼミ形式（ゼミ担当教員 16 人程度、1 ゼミ学生 4 人程度）で行っている【資料 4-2-39】。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科では、毎年の入学者が 10 名前後であり、科目数も数多く設けられている。そのため必修科目である「地域マネジメント論」を除いて、各科目の履

修者は2～4名が通常となっている。なお、大学院生の教育効果を高めるために、大学院生研究室が整備されており、各大学院生には専用機が準備されており、研究室には共用のプリンターも設置されている。

以上の通り、授業を行う学生数は、教育効果をあげられるに十分な人数となっている。

<エビデンス集>

【資料 4-2-36】 令和6年度経営法学部前・後学期時間割

【資料 4-2-37】 令和6年度経営法学部「専門演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」シラバス

【資料 4-2-38】 令和6年度看護学部前・後学期時間割

【資料 4-2-39】 令和6年度看護学部「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」シラバス

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

<大学>

経営法学部

経営法学部の学修目標は、大学の教育理念及び学部の教育目的に基づくディプロマ・ポリシーにおいて、「態度・志向」、「知識・理解」、「技能・伝達」、「総合・統合」の4観点8項目にて明示され、新入生オリエンテーションなどにおいて学生に周知されている【資料 4-3-1】。学生は学修目標を理解した上で、その達成に向け、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を構成する授業科目を履修している。各授業科目のシラバスには、各授業科目における学修がディプロマ・ポリシーに示される学修目標との関連が明示されている【資料 4-3-2】。さらに、こうした授業科目ごとの学修目標がディプロマ・ポリシーのどの項目に対応するのか、カリキュラム・マップにもまとめられている【資料 4-3-3】。従って、学生は各科目を履修し、評価の結果として8段階のグレードを得ることで、各科目に対応する学修目標の達成度として学修成果を理解することができる。

さらに、学生は、各学期に履修した授業科目のグレードを集約したGPAによって、当該学期の学修目標の総合的な達成度を学修成果として認識できる。このように、経営法学部におけるディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の中心は、各授業科目のグレード及びGPAであり、学期ごとに「成績通知書」に明示し、各学生に通知している【資料 4-3-4】。なお、教育課程を中心とした学修が、学生の知的活動や職業生活・社会生活においても必

要な技能の向上につながっているかどうかを明らかにすべく、1年次及び3年次の学生を対象に外部テストを実施し、学修成果を把握している【資料 4-3-5】。令和 5(2023)年度入学生においては、令和 4(2022)年度の三つのポリシーの改編にともない、ディプロマ・ポリシーが従来の4観点6項目から4観点8項目となり、ここから導かれる学修目標も、カリキュラム・マップの中で、より具体的に示されるようになった【資料 4-3-3】。

これらを踏まえつつ、学修成果の可視化を推進するため、学修成果をディプロマ・ポリシーの8項目の各々について明示する「学修成果達成度チャート」を導入することとした。令和 5(2023)年度入学生以降の学修成果は、当該チャートを中心として、大会出場やボランティア参加などの課外活動成果、資格取得状況、GPA、卒業論文などを基にした学修ポートフォリオやディプロマ・サプリメントへ集約されることとなる【資料 4-3-6】。なお、令和 5(2023)年度卒業生に対しては、先行して、「学修成果達成度チャート」を含むディプロマ・サプリメントを書面にて交付した。

看護学部

看護学部の教育目的に基づくディプロマ・ポリシーは、学生便覧に「態度・志向」、「知識・理解」、「技能・伝達」「総合・統合」の4観点5項目にて明示して学生に周知されている。カリキュラム・マップには、ディプロマ・ポリシーの5項目と科目群との対応関係を示しており、ディプロマ・ポリシーに基づく能力の養成と各授業科目群の到達目標との関連を意味している。各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーと関連づけて目標を記載することとしている。教員は、授業の第1回目において、このことを十分に説明している【資料 4-3-7】。

学生は、以上のことを理解して各授業科目を履修しており、学生にとって、各科目を履修し、その科目の評価基準に基づいた評価の結果として得た8段階のいずれかのグレード（成績表示）が、ディプロマ・ポリシーの到達度を表している。さらに、学期ごとに算出されたGPAによって、当該学期の学修目標の総合的な学修成果として認識できる。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の中心は、各授業科目のグレード及びGPAであり、学期ごとに「成績通知書」に明示し、各学生に通知している【資料 4-3-8】。また、外部テストにより学修成果を可視化するために、1年次及び3年次の学生にGPS-Academic テスト（「思考力」「姿勢・態度」「経験」の視点からの学修成果をアセスメント）を実施して学生指導に活用している【資料 4-3-9】。

令和 5(2023)年度入学生からは、令和 4(2022)年度の三つのポリシーの改編にともない、ディプロマ・ポリシーに基づき学修目標を20項目抽出し、カリキュラム・マップも具体化した【資料 4-3-7】。また、経営法学部とともに「学修成果達成度チャート」の導入を検討しており、学生が自己の学修成果を客観的に理解し、学修課題を明確にして次の段階の学修への動機づけとする。なお、令和 5(2023)年度卒業生に対しては、先行して、「学修成果達成度チャート」を含むディプロマ・サプリメントを書面にて交付した。

<大学院>

大学院の学修目標は、ディプロマ・ポリシーにて、法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人の

養成に必要な所定の単位の修得と、修士論文または特定の研究課題に取り組むことでまとめられる研究成果として明示されている【資料 4-3-10】。単位を修得した科目には、青森中央学院大学大学院学則第 28 条の評価基準に則り 8 段階の評価が与えられ【資料 4-3-11】、研究成果については、青森中央学院大学大学院学位規程第 6 条に則って審査委員会が設けられ、そこでの審査により、同じく 8 段階の評価が与えられる【資料 4-3-12】。いずれも合格の評価を得ることが求められる。こうした学修成果は、学期ごとに「成績通知書」に明示され、各大学院生に通知されている【資料 4-3-13】。

大学院では、令和 4(2022)年度の三つのポリシーの見直しにともない、修了生が備えなければならない 2 つの能力をディプロマ・ポリシーに新たに明示し、さらに、学修成果の評価をより厳格化すべく、学修成果評価方針及び地域マネジメント研究科学位論文審査基準を定めている【資料 4-3-14】。

<エビデンス集>

【資料 4-3-1】 令和 6 年度学生便覧 21 頁

【資料 4-3-2】 【四大】 シラバス作成の手引き (2024 年度用)

【資料 4-3-3】 令和 6 年度学生便覧 24 頁

【資料 4-3-4】 令和 6(2024)年度経営法学部成績通知書例

【資料 4-3-5】 令和 6(2024)年度経営法学部 PROG テスト結果例

【資料 4-3-6】 ディプロマ・サプリメント様式

【資料 4-3-7】 令和 6 年度学生便覧 62 頁

【資料 4-3-8】 令和 6(2024)年度看護学部成績通知書例

【資料 4-3-9】 令和 6(2024)年度看護学部 GPS-Academic テスト結果例

【資料 4-3-10】 2024 年度大学院学生便覧 3 頁

【資料 4-3-11】 2024 年度大学院学生便覧 37 頁

【資料 4-3-12】 青森中央学院大学大学院学位規程

【資料 4-3-13】 令和 6(2024)年度大学院成績通知書例

【資料 4-3-14】 2024 年度大学院学生便覧 3~5 頁

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

<大学・大学院>

学生の成績、資格取得、就職の状況については各担当委員会が調査し、調査結果を教授会で共有するとともに、大学ホームページに掲載している。さらに、教学マネジメント委員会は学生を対象とした学習成果等アンケートを実施しており、その結果を教授会において共有している【資料 4-3-15】。また、大学院生を含めた卒業時の満足度アンケートを学務委員会が、就職先の企業等アンケートをキャリア支援委員会が実施し、これらについても教授会に結果を報告している【資料 4-3-16】【資料 4-3-17】。また、両学部では、アセスメント・テスト（経営法学部は PROG、看護学部は GPS Academic）を実施しており、その結果を教授会で共有するとともに、IR 情報に位置付けて教育課程の検証に活用している

【資料 4-3-18】。これらは、各委員会の事業活動 PDCA サイクルシートによって個別に点検・評価し、また、アセスメント報告書において一括して確認している【資料 4-3-19】【資料 4-3-20】。

<エビデンス集>

【資料 4-3-15】 2024 年度学習成果等アンケート結果（教学マネジメント委員会）

【資料 4-3-16】 2024 年度学生満足度アンケート結果（学務委員会）

【資料 4-3-17】 令和 6 年度青森中央学院大学経営法学部・看護学部教授会資料

【資料 4-3-18】 令和 6 年度青森中央学院大学経営法学部・看護学部教授会資料

【資料 4-3-19】 事業活動 PDCA サイクルシート様式

【資料 4-3-20】 令和 6 年度青森中央学院大学経営法学部・看護学部教授会資料

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。
--

<大学>

教学マネジメント委員会による「3 つのポリシーを踏まえた本学の取組みの適切性にかかる点検・評価について」では、就職実績、卒業生就職先アンケート、学習成果アンケートの結果と DP の各項目との関連を分析、また、「IR 情報を活用した教育課程の検証について」はアセスメントテスト、授業改善アンケートの結果とディプロマ・ポリシーの各項目との関連を分析した。その結果、経営法学部、看護学部それぞれに改善すべき点が明確になり、これを教授会において報告し議論した【資料 4-3-21】。カリキュラム検討委員会において、ディプロマ・ポリシー別の学修目標割合、達成割合、GPA による可視化指標の分析結果を教学マネジメント委員会でも評価し、さらに同委員会主催の FD 研修会において共有した【資料 4-3-22】【資料 4-3-23】。

これらを踏まえ、各学部、学務委員会、カリキュラム検討委員会での検討につなげていくこととしている。

<大学院>

大学院における学修成果の点検・評価としては、学位論文審査が中心であり、3 回の中間発表と最終審査会を経て、多くの教員によるコメントと研究科委員会における吟味により質の向上を図っており、これを指導改善にいかしている。

<エビデンス集>

【資料 4-3-21】 令和 6 年度第 11 回教学マネジメント委員会議事録（令和 7 年度第 2 回経営法学部教授会資料、同看護学部教授会資料）

【資料 4-3-22】 令和 6 年度第 9 回教学マネジメント委員会資料

【資料 4-3-23】 2024 年度 FD 活動報告書 4～8 頁

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教養教育においては、リベラルアーツ科目群の新設を中心とする再編を実施し、設置校横断開講や時代に即した新科目の開講により多様な学びを強化した。その一環として、経営法学部と短期大学で必修化されている「データサイエンス・AI基礎」を、令和7(2025)年度からは看護学部を含めた全学必修とすることとした。

また、授業を行う学生数については、科目の特性に応じてクラスサイズを適切に管理することで、個々の学生の課題把握と教員の授業改善に役立てている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学全体として、アクティブ・ラーニングの導入が進みつつあるものの、いまだ約70%の導入率であり、これをさらに強化する必要がある。

本格的学修ポートフォリオの導入をはじめ、学修成果の可視化を強化する必要があり、ディプロマ・サプリメントを含め、これらのデジタル化を果たすことで活用を促進する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

アクティブ・ラーニングに関しては、FDをはじめとするさまざまな取組により導入が進んでおり、次年度に向けて導入率100%を目指す。

令和7(2025)年度から学修ポートフォリオを導入し、学修支援に活用する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

青森中央学院大学教育組織運営規則第 15 条第 2 項において、学長は校務をつかさどり、教育職員及び一般職員を統督することを明示している。また、同規則第 16 条及び第 19 条には、それぞれ副学長及び学長補佐を置くことができると定めているが、現在は副学長を置いていない。

学長補佐は教育組織運営規則第 19 条において、学長が理事長の承認を得て指名し、学長が指定する事項について、学長の職務を助けることとしている。令和 6(2024)年度は各学部の教員 1 名と事務局長を学長補佐に指名し、教学マネジメントに関して、学長のアドバイザー・ボードとして機能している。

教育組織運営規則第 9 条に基づいて、青森中央学院大学の管理運営全般にわたる執行の先議並びに各部局との連絡調整を行うために、部局長会議を置いている。青森中央学院大学部局長会議規程第 3 条において、「教育課程及び授業に関する事項」、「学生の入退学、卒業、学位授与等に関する事項」をはじめ、「教学に関するすべての事項」に関する学長の裁量を円滑に進めるための議論を行っている。

以上のように、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】。

<エビデンス集>

【資料 5-1-1】青森中央学院大学教育組織運営規則

【資料 5-1-2】青森中央学院大学部局長会議規程

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

青森中央学院大学教育組織運営規則第 17 条及び第 18 条において、各学部、研究科では、それぞれ学部長、研究科長が学長の指示に従って当該学部または研究科の校務をつかさどることが明確化されている。

学部長は青森中央学院大学教育組織運営規則第 17 条第 2 項において、学長の指示に従い、当該学部の校務をつかさどることとしている。また、研究科長は青森中央学院大学教育組織運営規則第 18 条第 2 項において、学長の指示に従い、当該研究科の校務をつかさ

どることとしている【資料 5-1-1】。

学長、学部長、研究科長の選考は、それぞれ青森中央学院大学学長選考規程、青森中央学院大学学部長選任規程、青森中央学院大学研究科長選考規程に則り、適切に実施している【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】。

以上のように、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。

<エビデンス集>

【資料 5-1-3】 青森中央学院大学学長選考規程

【資料 5-1-4】 青森中央学院大学学部長選任規程

【資料 5-1-5】 青森中央学院大学研究科長選考規程

教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

教学における学部の審議機関として、教授会と各種委員会を置いている。

教授会は、青森中央学院大学学則第 40 条第 2 項及び青森中央学院大学学部教授会規程第 3 条に定められている通り、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「教育研究に関する重要な事項で、学長が必要と認めたもの」について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとされている【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】。また、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができるとしている【資料 5-1-8】。青森中央学院大学学部教授会規程第 3 条には、「教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」として、「教育及び研究の全体方針に関する事項」、「教育課程の編成に関する事項」、「学生の退学、転学、休学、復学、転学部、留学、除籍に関する事項」、「学生の厚生補導に関する事項」、「学生の賞罰に関する事項」、「学則及び学内諸規定に関する事項」、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」、「自己点検評価、FD・SDに関する事項」、「その他、教育研究に関する事項」を定めている【資料 5-1-7】。

大学院については、青森中央学院大学大学院学則第 8 条において研究科委員会を置くことを定め、青森中央学院大学大学院学則第 8 条第 2 項において、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項として、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を定めている【資料 5-1-8】。青森中央学院大学大学院研究科委員会規程第 3 条においては、審議事項として、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」、「学位の授与に関する事項」のほか、「教育及び研究の全体方針に関する事項」、「教育課程の編成に関する事項」、「学生の退学、転学、休学、復学、転学部、留学、除籍に関する事項」、「学生の厚生補導に関する事項」、「学生の賞罰に関する事項」、「学則及び学内諸規定に関する事項」、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」、「自己点検評価、FD・SDに関する事項」、「その他、教育研究に関する事項」を定めている【資料 5-1-9】。

以上のように、教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。また、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。

<エビデンス集>

【資料 5-1-6】 青森中央学院大学学則第 40 条第 2 項

【資料 5-1-7】 青森中央学院大学学部教授会規程

【資料 5-1-8】 青森中央学院大学大学院学則第 8 条第 2 項

【資料 5-1-9】 青森中央学院大学大学院研究科委員会規程

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

本学の事務局職員は、教育研究活動の円滑な運営のため、毎年度役割の見直しを行い適切に配置している。令和6(2024)年度に、報告・連絡・相談ルートの整理、部署異動の活発化による協働意識の醸成、入学者減少時代に対応する人員配置を目的に、事務局組織の一部改変を行った。事務局組織は、企画課、財務経理・労務課、学務課、学生生活支援課、図書館、国際交流課、研究支援・地域連携課、入試広報課、キャリア支援課、学園広報・高大連携課からなり、各課長、2～3課を統括する事務局次長、事務局長で構成されている。事務局各課の職務は毎年度見直しをおこない職務分掌として明確化し全教職員に共有されている【資料 5-1-10】

<エビデンス集>

【資料 5-1-10】 令和 6 年度事務局組織・職務分掌

職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

職員の採用・昇任に関する規則は特に定めていない。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

<大学>

大学の専任教員については、大学設置基準で定める専任教員数および教授数を上回っている。2 学部から成るが、経営法学部の専任教員数は 35 名、看護学部の専任教員数は 31

名で両学部で合計 66 名となっている。

経営法学部

令和 6(2024)年度については、全体として教授 15 名、准教授 9 名、講師 10 名、助教 1 名を配置している。さらには経営法学部の専門領域として、大きく 3 つの領域「経営領域」「法律領域」「関連領域」で構成しており、領域ごとの配置として「経営領域」教授 5 名、准教授 2 名、講師 4 名、「法律領域」教授 3 名、准教授 1 名、講師 3 名、助教 1 名、「関連領域」教授 2 名、准教授 3 名、講師 2 名で教育を行っている。

看護学部

看護学の専門領域に基づき、「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「地域・在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 8 領域と「教養・専門基礎分」に構成して教員を配置している。令和 6 (2024) 年度には、教授 11 名、准教授 4 名、講師 5 名、助教 3 名、助手 6 名の計 29 名で教育に当たっている。各領域には、原則として教授または准教授 1 名、講師または助教 1 名、助手 1 名の配置としているが、担当科目数・時間数が多い「基礎看護学領域」と「成人看護学領域」には、他領域より多く配置しており、概ね適切に配置されている。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科の専任教員については、大学院設置基準第 8 条第 5 項の定めにより、教育研究上支障を生じないことを前提に、教育研究業績のある経営法学部専任教員 14 名が兼ねている。この教員数は、大学院設置基準上の必要研究指導教員数 5 名以上、研究指導教員・研究指導補助教員数合わせて 9 名以上を満たしている。

以上の通り、必要とされる専任教員については、学位の種類及び分野に応じて適切に配置している。

教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

<大学・大学院>

専任教員の採用・昇任については、教員選考（採用・昇任）規程並びに教員選考（採用・昇任）に関する規則に基づき、学位の種類及び分野に応じた専任教員の確保に努めている

【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】。学内の諸事情に基づいて、国立研究開発法人科学技術振興機構のポータルサイトなどを通じた公募を中心としつつ学内教員の推薦も踏まえて、教育課程に対応した科目担当者を採用している。選考に当たっては選考委員による面接試験や模擬授業に対する所見、研究及び教育上の業績を基に候補者を選定し、学部長の主催する人事に関する教授会により人事委員会の構成員を選出して、学長の主催する人事委員会において業績審査委員を選出する。その後一定の期間を置いて当該人事委員会を開催して、研究業績及び建学の精神に対する理解、教育上の能力、学会等における活動実績など総合的観点から審議し、候補者を確定する。学長はその審議内容を勘案して候補者を理事長に推薦する。これを受けて、理事会における審議を経て理事長が採用の有無を決定する。

<エビデンス集>

【資料 5-2-1】 教員選考（採用・昇任）規程

【資料 5-2-2】 教員選考（採用・昇任）に関する規則

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

<大学・大学院>

毎年度初めに青森田中学園研修会が開催され、学園全体の運営に関する事項や当該年度の重点事項を共有するとともに、青森中央学院大学を含む各設置校の目標と方策を共有、確認している【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】。令和 5(2023)年度、青森中央学院大学における教職員の経験に応じた体系的 FD/SD 研修体系図が策定された【資料 5-3-3】。

大学においては、授業改善のために研修会として令和 6(2024)年度は「初年次教育への導入-多様な学生が自ら学びに踏み出すための第一歩」を実施した。各学部の特性に応じた研修会として、令和 6(2024)年度経営法学部は「経営法学部特色ワークショップ」、看護学部は「学生募集につながる学部の強みや魅力の抽出と創出」「初年次教育の現状とあり方」を実施した。各研修会終了後にはアンケートを実施し、研修会の内容・方法を検証するとともに、企画に関する教員個々のニーズを調査し、次の機会に活かす努力をしている【資料 5-3-4】。教育方法に関しては、個々の教員の取組を学内で共有するため、「わたしのアクティブ・ラーニング」をテーマに Teams 配信している【資料 5-3-5】。また、授業改善アンケートの結果と学生の自由意見を教員に提示し、自由意見に対する教員のコメントを大学ポータルサイト上で学内に公表している【資料 5-3-6】。授業改善アンケートに記載された学生の意見に対しても真摯に受け止め、授業内容の見直し、方法の改善を図っている。

<エビデンス集>

【資料 5-3-1】 学校法人青森田中学園研修会資料

【資料 5-3-2】 青森中央学院大学教員研修会資料

【資料 5-3-3】 青森中央学院大学における「教職員の経験に応じた体系的 FD/SD」の実施について

【資料 5-3-4】 2024 年度 FD 活動報告書 9～15 頁、17～31 頁

【資料 5-3-5】 2024 年度 FD 活動報告書 16 頁

【資料 5-3-6】 青森中央学院大学ポータルサイト授業改善アンケートのフィードバック

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

<大学・大学院>

毎年度初めの学校法人青森田中学園研修会には、全教職員が出席している。また、教員を含めたSD研修会を毎年1回開催しており、令和6(2024)年度は「いまどき学生の行動心理の理解と職場での応用-『先生、どうか皆の前ではほめないでください:いい子症候群の若者たち』より-」をテーマに実施した【資料 5-3-7】。また、FD研修会にも、職員の参加を奨励しており、特に教学マネジメントに関する研修会などは教職員一体となって取り組むことを目指している。

<エビデンス集>

【資料 5-3-7】2024年度FD活動報告書 35～36頁

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

<大学・大学院>

教員の研究室として、本部棟 3～8 階に 23 室、5 号館 2～3 階に 4 室、7 号館 6～7 階に 32 室、9 号館 4 階に 7 室を整備している。各研究室には、机、椅子、書架、パソコン及びインターネット環境を整備している。専任教員には、原則、個人研究室を用意している。7 号館については、助教 2 名が 1 室で使用している研究室が 1 室あるが、いずれも各教員に個人研究室と同様の備品が整備され、個人のスペースは確保されている。大学院生については、9 号館 4 階に専用の共同研究室 2 室を整備し、個人用スペースを設けている【資料 5-4-1】。

また、専任教員の研究環境を改善し推進するために研究推進委員会が設置されており、学術懇談会の実施、外部資金獲得のための支援、研究成果公表のための紀要発行を行っている。学術懇談会は、専任教員の研究内容の周知と研究者同士の交流促進を目的として行われている。令和 6(2024)年度は 3 回のうち、第 1 回と第 3 回は新任教員の研究紹介、第 2 回は科学研究費補助金申請の支援策として、申請を考えている教員を対象とした「研究よろず相談会」を開催した。その中で外部資金獲得講習会として審査員経験者による講演も実施した。各種外部資金の公募情報については、大学のポータルサイトに掲載し、その

都度教員へ情報提供を行った。また、前年度（令和5年度）の「本学の特色となる研究に関するシンポジウム」において提言された研究成果の積極的な地域への発信を進めるために、自治体や企業向けの広報誌「れちおん」において本学教員の研究テーマに関連した月1回の連載企画が開始され、3月までに6回の記事が掲載された【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】。また、「青森中央学院大学研究紀要」が年1回刊行されている。令和6(2024)年度は第38号が刊行され、15件の論文が掲載された【資料 5-4-4】。さらに、地域マネジメント研究所では研究所年報により地域課題等に係る様々な研究成果を公表しており、研究成果の公表手段として活用されていると言える【資料 5-4-5】。

<エビデンス集>

【資料 5-4-1】 令和6年度学生便覧 187～196 頁

【資料 5-4-2】 研究推進委員会規程

【資料 5-4-3】 「Région れちおん」（あおもり創生パートナーズ）

【資料 5-4-4】 青森中央学院大学研究紀要

【資料 5-4-5】 青森中央学院大学地域マネジメント研究所年報

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

学術研究に対する社会からの信頼と負託にこたえるため、本学において研究活動を行う全ての研究者が遵守すべき「青森中央学院大学研究活動行動規範」【資料 5-4-6】をはじめ研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

研究活動上の不正行為防止については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26（2014）年8月26日、文部科学大臣決定）に基づき、「青森中央学院大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」【資料 5-4-7】を定め、不正行為の防止を図るとともに、万一不正行為が生じた場合の措置等に関して必要な事項を規定している。

公的研究費の不正使用防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3（2021）年2月1日改正）、文部科学大臣決定）に基づき、「青森中央学院大学における公的研究費の取り扱いに関する規程」【資料 5-4-8】を定めている。これにより、「研究活動上の不正行為防止等のための運営・管理体制」【資料 5-4-9】を整備し、「最高管理責任者」を学長、「統括管理責任者」を事務局長、「コンプライアンス推進責任者」を各部署の長とする責任体系を明確化するとともに、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき「不正防止計画」を策定、実施している。また、公的研究費を適切に使用するための使用ルール等に関する相談窓口として事務局研究支援・地域連携課を、公的研究費の不正使用ほか公益通報等受付窓口を法人本部に配置している。

本学研究者に対する研究倫理及びコンプライアンス教育として、「青森中央学院大学・青森中央短期大学研究倫理及びコンプライアンスに係る教育に関する要領」【資料 5-4-10】のもと、独立行政法人日本学術振興会「研究倫理eラーニングコース（eL CoRE）」の原則

5 年度ごとの受講および修了証書の提出を全研究者に義務付け、適切に実施している。これにより、公的研究費の適正使用が強く求められる社会的背景や、不正使用を防止するための国や機関の取組み、不正使用が発覚した場合の措置や影響、不正使用の具体的事例等、公正で適切な研究活動に対する理解を深める活動の推進を図っている。

「青森中央学院大学研究倫理指針」【資料 5-4-11】「青森中央学院大学『人を対象とする研究倫理』ガイドライン」【資料 5-4-12】の下、本学研究者の「人を対象とする研究」の実施に係る研究倫理審査の体制と制度も整備している。「研究倫理委員会規程」【資料 5-4-13】により研究倫理委員会を置き、「研究倫理審査会運営要領」【資料 5-4-14】他関係規程に則り研究倫理審査に関する事項を所掌している。研究倫理委員会では、研究倫理審査を適切に実施するとともに、関連規程の運用状況や課題を点検し、必要に応じて見直しの検討を行っている。令和 6(2024)年度は、倫理審査を受けて承認された研究計画の「変更」の定義と運用の明確化をはかるとともに、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文科省・厚労省・経産省、令和 5 年 3 月 27 日一部改正)に則り見直しを行い、関係規程や様式等を整備した。

これら研究倫理や研究不正防止に関する規程や情報は、ホームページに掲載し学内外に公表、周知している。

以上のとおり、研究倫理に関する規則などを定め、厳正に適用している。

<エビデンス集>

【資料 5-4-6】青森中央学院大学研究活動行動規範

【資料 5-4-7】青森中央学院大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程

【資料 5-4-8】青森中央学院大学における公的研究費の取り扱いに関する規程

【資料 5-4-9】研究活動上の不正行為防止等のための運営・管理体制

【資料 5-4-10】青森中央学院大学・青森中央短期大学研究倫理及びコンプライアンスに係る教育に関する要領

【資料 5-4-11】青森中央学院大学研究倫理指針

【資料 5-4-12】青森中央学院大学「人を対象とする研究倫理」ガイドライン

【資料 5-4-13】研究倫理委員会規程

【資料 5-4-14】研究倫理審査会運営要領

5-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

青森中央学院大学個人研究費規程第 2 条において、選任教員を対象とした研究費について、研究費および研究旅費別に、職階に応じた年額の上限を定め支給している【資料 5-4-15】。RA は、個人研究費の使途として認められており、令和 6(2024)年度の実績は 1 件であった【資料 5-4-16】。

青森中央学院大学共通研究費の運用に関する内規において、学内の複数の教員による共同研究、テーマの明確な特定の研究活動ならびに研究成果の公表を助成するための共通研

究費について定めている【資料 5-4-17】。共通研究費は原則として1件50万円を上限とし、学術研究部門と地域課題研究部門の2部門からなり、学部毎に総額を定めて申請課題を募って学長が決定している。地域課題研究部門については、両学部共通で青森県を中心とした地域の課題解決に関する研究を対象にしている。

<エビデンス集>

【資料 5-4-15】 青森中央学院大学個人研究費規程

【資料 5-4-16】 令和6年度 RA 実績

【資料 5-4-17】 青森中央学院大学共通研究費の運用に関する内規

研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

競争的研究資金の獲得支援事業を所管する研究推進委員会が、科研費をはじめとする各種外部資金の応募・採択件数の目標値を設定したうえで、獲得増に向けた施策を遂行している。具体的には、学内教員間の研究交流や情報交換を目的とした「学術懇談会」のほか、科研費応募時期に実施する「外部資金獲得に向けたよろず相談会」、「科研費研究計画書閲覧制度」、さらに、看護学部では若手研究者の研究計画書作成支援としてピアレビューも実施している【資料 5-4-18】。

<エビデンス集>

【資料 5-4-18】 研究推進委員会定例会議議事要録

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では学長のリーダーシップを発揮する体制を整備し、学長補佐を指名して教学マネジメントを支援しており、部局長会議や教授会を通じて意思決定の権限と責任を明確化し、組織運営の機能性を高めている。教員配置は設置基準を上回り、学部・大学院ともに専門領域に応じた適切な配置を実現している。さらには、FD・SD研修体系を策定し、授業改善や教学マネジメントに関する研修を継続的に実施している。また、研究推進委員会による外部資金獲得支援や学術懇談会、紀要発行などを通じて研究環境を充実させているほか、研究倫理規程や不正防止体制を整備し、eラーニングによる倫理教育を義務化することで信頼性を確保している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検の結果、副学長を置いていないことから学長補佐体制の強化が必要であること、職員の採用・昇任に関する明確な規則が未整備であり、制度化が必要である。FD・SD研修については参加率や効果測定の仕組みが限定的で改善の余地がある。研究面では外部資金獲得の実績が少なく、研究資源の拡充が課題となっている。さらにRA制度の利用が低調で人的支援の活用が不十分である。教員の昇任・採用における公募の幅や透明性向上も必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

改善に向けて学長補佐によるアドバイザー機能を強化し、副学長設置の検討していく。職員採用・昇任規程の策定を進め、運用ルールを明文化する予定である。FD・SD研修後のアンケート分析を深化させ、効果指標を設定して改善サイクルを確立していく。研究面では外部資金獲得支援を強化し、学内相談会や講習会を定期化することや RA 制度の周知と予算拡充を行い、若手研究者支援を促進していく。さらに教員採用における公募情報の公開範囲を拡大し、選考過程の透明性を高めることで信頼性向上を図っていく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。

学校法人青森田中学園寄附行為第 3 条において、法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする」と定めており、私立学校法及び寄附行為に則り適切な法人運営を行っている【資料 6-1-1】。

「学校法人青森田中学園組織規程」【資料 6-1-2】及び「青森中央学院大学教育組織運営規則」【資料 6-1-3】により本学の組織が定められており、職務権限についても明確にされている。また、「学校法人青森田中学園就業規則」【資料 6-1-4】には教職員の服務上の心得を示すほか、「学校法人青森田中学園個人情報の保護に関する規程」【資料 6-1-5】、「学校法人青森田中学園公益通報等に関する規程」【資料 6-1-6】、「青森中央学院大学ハラスメント防止等に関する規則」【資料 6-1-7】により、教職員に高い倫理観を有した責任ある行動を促している。研究に関しても研究倫理委員会を設け、研究活動における倫理面での規制が行われている。

<エビデンス集>

【資料 6-1-1】 学校法人青森田中学園寄附行為第 3 条

【資料 6-1-2】 学校法人青森田中学園組織規程

【資料 6-1-3】 青森中央学院大学教育組織運営規則

【資料 6-1-4】 学校法人青森田中学園就業規則

【資料 6-1-5】 学校法人青森田中学園個人情報の保護に関する規程

【資料 6-1-6】 学校法人青森田中学園公益通報等に関する規程

【資料 6-1-7】 青森中央学院大学ハラスメント防止等に関する規則

法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、私立学校法第 63 条の 2 に定める寄附行為、役員等名簿、役員報酬等基準、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書、また施設の耐震化状況、施設の耐震化完了計画について、ホームページにおいて適切に公表している。【資料 6-1-8】

<エビデンス集>

【資料 6-1-8】 大学ホームページ

法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

令和7年3月27日理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針「経営に関する管理体制」、「リスクに関する管理体制」、「コンプライアンスに関する管理体制」、「監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）」の内部統制システム整備の基本方針を決定し整備している【資料6-1-9】。

<エビデンス集>

【資料6-1-9】内部統制システム整備の基本方針

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境や人権について配慮しているか。

環境への配慮について、本学は青森市中心市街地と国立公園十和田湖を結ぶ幹線道路に面し、キャンパス内に青森中央短期大学が併設されており、広大な敷地に余裕をもって校舎が配置されている。校地の西側は田地となっており、自然にも恵まれた環境にあるため、キャンパス内にも庭園や緑地帯を配し、学生にとっての学修生活環境は整備されている。

駐車場には、太陽光と風力による蓄電装置を備えた街路灯を設置し、学生に対する地球環境保護の意識向上を目指した啓蒙活動にも取り組んでいる。省エネルギー対策として、校舎内のLED化は終了しており、廊下・ホール・トイレなどに人感センサーを設置している。また、学園祭においては、各模擬店でプラスチック容器ではなく、リユース食器を使用するなど環境保全に努めている。

人権への配慮について、学生及び教職員の人権尊重と両性の平等の精神により、ハラスメントに対する適切な予防及び措置を行うことを目的として、「青森中央学院大学『ハラスメントの防止等に関する規則』」が定められている。セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントを包括的に規定しており、学長、各種委員会委員長、事務局長、学長が指名した教員若干名、事務局長が指名した職員若干名で構成されるハラスメント委員会が、実際にハラスメント行為が発生した場合には、ハラスメント調査委員会を設置し、事実が確認された場合の措置を講ずるものと定められている。規則は学生便覧に提示され、学生に対しても周知されている。

また、個人情報保護に関しては「学校法人青森田中学園個人情報の保護に関する規程」を定めているほか、入学手続きに際しては、本学の個人情報について「学校法人青森田中学園における個人情報保護の基本方針」を書面で提示し、詳細に説明をしたうえで、全学生から「個人情報取り扱い承諾書」を受理し、相互の信頼関係の維持に努めている。

公益通報者の保護に関しては「学校法人青森田中学園公益通報等に関する規程」を設け、教職員の立場に配慮している。

学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため「学校法人青森田中学園危機管理規程」を定めている。この規程に定める危機管理の事象とする対象は、(1) 学園の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象、(2) 学生、職員及び地域住民等の安全に係わる重大な事象、(3) 施設管理上の重大な事象、(4) 社会的影響の大きな事象、(5) 学園に対する社会的信頼を損ねる事象、(6) その他、各前号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事象と、定められている【資料 6-1-10】。

危機発生に際しては、迅速に対策本部が設置され、理事長が本部長を務め、学園設置校の施設長を副本部長に、学部長や関係委員会の委員長、事務局課長を本部員とする体制になっている。

震災、風水害等の災害に対しては「学校法人青森田中学園防災規程」により、災害の未然防止、災害が発生した場合の被害の拡大防止、復旧を図るために必要な事項を定めている【資料 6-1-11】。更に、教職員に対しては具体的な事象への対応が可能なように「危機管理基本マニュアル」、「事象別危機管理マニュアル」が作成されて、構内4か所、グラウンド1か所にAEDを設置し、非常時において教職員が円滑に行動できるように準備されている【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】。

学生に対しては、年に1度、キャンパス内にある全施設を対象に、授業時間中の災害発生を想定した避難訓練を実施するほか、キャンパス内にある3棟の学生会館（学生寮）では、会館独自の避難訓練を行い、安全確保と防災意識の向上を図っている。

事務局職員で構成される「防災プロジェクト」を組織し、防災体制・防災設備・備蓄等を整え、本学の特色を活かした防災活動に取り組むとともに、学園、地域の防災意識向上の取り組みを行っている。

<エビデンス集>

【資料 6-1-10】 学校法人青森田中学園危機管理規程

【資料 6-1-11】 学校法人青森田中学園防災規程

【資料 6-1-12】 危機管理基本マニュアル

【資料 6-1-13】 事象別危機管理マニュアル

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

私立学校法に基づき、学校法人青森田中学園寄附行為第 16 条第 2 項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付け、戦略的意思決定ができる体制が整備されている【資料 6-2-1】。

<エビデンス集>

【資料 6-2-1】 学校法人青森田中学園寄附行為第 16 条第 2 項

理事会の運営を適切に行っているか。

理事会は 3・5 月に加え、9・12 月に定期的開催されるほか、必要に応じて理事長が招集しており、学校法人の業務の最終的な意思決定機関として重要事項について決議しており適切に運営されている。理事会への理事の出席率は高く、欠席時には寄附行為第 16 条第 11 項により、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示を行っている【資料 6-2-2】。

<エビデンス集>

【資料 6-2-2】 学校法人青森田中学園寄附行為第 16 条第 11 項

理事の選任を適切に行っているか。

理事の定数は 8 人以上 10 人以内と定められ、現在 9 人の理事で構成されている。内訳は私立学校法第 38 条により寄附行為に定められ、設置校の学長・校長から選任された理事 3 人、評議員のうちから評議員から選任された理事 2 人、学識経験者のうち理事会で選任された理事 4 人となっている。寄附行為第 13 条により、法人の代表権は理事長のみに与えられ、理事長は学校法人の業務を総理し最高責任者として位置づけられている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

私立大学を取り巻く環境は、18 歳人口の減少など厳しさを増しており、その変化への対応も強く求められている。このような状況下でありながら、使命、目的の達成に向けて、

中長期的な視野に基づいた法人の迅速で的確な意思決定が行われており、その判断材料となるデータの集積と情報の分析を行う機能の強化に継続して努めたい。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

寄附行為第 21 条第 1 項に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において最終決定を行っている。理事会前に必ず評議員会を開催し（決算に関する理事会を除く）意見を求め、意思疎通を図り連携を適切に行っている。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

教員からの意見や要望は、各種委員会での協議を経て、委員長を通して部局長会議に意見を反映させることができ、学長が各部門の調整を行い業務運営の改善が行われている。また、各種委員会には担当課の事務職員が配置され、事務部門からの意見も提案され、更に部局長会議及び学部教授会に各課長が出席し、最終的な決定経緯を理解することにより、事務部門の業務執行が適切に迅速にできる体制となっており、案件によってはさらに理事会において審議するなど、大学の運営に適切に反映している。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員の選任を適切に行っているか。

評議員会は学校法人青森田中学園寄附行為第 19 条により 17 人以上 21 人以内と定められており、現在、理事総数 9 人に対して評議員は 19 人となっており、適切に組織されている【資料 6-3-1】。評議員の選任については寄附行為第 23 条により次のように規定されている。

- ①この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4 名
- ②この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選出した者 3 名以上 6 名以内
- ③評議員から選任された理事以外の理事のうちから、理事会において選任した者 3 名以上 4 名以内
- ④学識経験者又は本法人の功労者で、理事会において選任した者 7 名

現在の評議員の内訳は1号評議員4名、2号評議員4名、3号評議員3名、4号評議員7名となっている。4号評議員には弁護士、医師、元高等学校長、地域団体代表も含まれており、学園運営に対して幅広い意見が反映される組織構成となっている。

<エビデンス集>

【資料 6-3-1】 学校法人青森田中学園寄附行為第19条

評議員会の運営を適切に行っているか。

私立学校法第42条の規定に従い、学校法人青森田中学園寄附行為第21条に定められた事項について、理事長は予め評議員会の意見を聞くことが求められており、理事会前に必ず評議員会を開催し（決算に関する理事会を除く）意見を求め、学園運営に関して理事長に意見を述べる諮問機関として適切に機能している【資料 6-3-2】。

<エビデンス集>

【資料 6-3-2】 学校法人青森田中学園寄附行為第21条

監事の選任を適切に行っているか。

監事は学校法人青森田中学園寄附行為第7条により、法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任しており、定数は2人に対して現員2人で任期は4年となっている【資料 6-3-3】。

<エビデンス集>

【資料 6-3-3】 学校法人青森田中学園寄附行為第7条

監事は、監事の職務を適切に行っているか。

監事の職務は、法人の業務及び財産状況の監査であり、これらについて毎会計年度、監査報告書を作成し理事会、評議員会に提出している。また、理事会、評議員会に出席し、不明な点について質問するなどし、法人の業務状況や理事の業務執行状況を把握するほか、監事としての視点、見地から意見を述べている。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

学校法人全体の教育活動資金支差額（活動区分資金収支計算書）は、令和 2(2020)年度は 402,278 千円、令和 3(2021)年度は 340,954 千円、令和 4(2022)年度は 302,420 千円、令和 5(2023)年度は 185,411 千円、令和 6(2024)年度は 182,740 千円となった。

支払資金の増減額(同)は、令和 2(2020)年度は 100,750 千円、令和 3(2021)年度は 81,896 千円、令和 4(2022)年度は 61,912 千円、令和 5(2023)年度は 136,794 千円、令和 6(2024)年度は 48,537 千円となった。

事業活動収支差額（事業活動収支計算書）は、令和 2(2020)年度は 59,793 千円、令和 3(2021)年度は 157,831 千円、令和 4(2022)年度は 47,492 千円、令和 5(2023)年度は△21,684 千円、令和 6(2024)年度は△152,004 千円となり、事業活動収支差額比率は、令和 2(2020)年度は 2.2%、令和 3(2021)年度は 5.6%、令和 4(2022)年度は 1.7%、令和 5(2023)年度は△0.8%、令和 6(2024)年度は△5.7%になり、2 期連続の支出超過となった。

貸借対照表では特定資産の総額が、令和 2(2020)年度は 38 億 7,665 万円、令和 3(2021)年度は 40 億 7,936 万円、令和 4(2022)年度は 41 億 7,984 万円、令和 5(2023)年度は 41 億 7,997 万円、令和 6(2024)年度は 41 億 8,214 千円を計上している。流動資産の現金預金は、令和 2(2020)年度は 16 億 9,914 万円、令和 3(2021)年度は 17 億 8,103 万円、令和 4(2022)年度は 18 億 4,295 万円、令和 5(2023)年度は 19 億 7,974 万円、令和 6(2024)年度は 20 億 2,828 万円を計上している。

負債については、総負債比率が、令和 2(2020)年度は 7.1%、令和 3(2021)年度は 6.7%、令和 4(2022)年度は 6.3%、令和 5(2023)年度は 6.2%、令和 6(2024)年度は 7.7%、となっており借入金はない。また、学校債については発行していない。令和 6(2024)年度の負債額の内訳は会計上の見積りである固定負債の退職給与引当金が 41.3%、収益性負債である流動負債の前受金が 32.6%、貨幣性負債である未払金が 20.7%、預り金が 5.4%となっている。流動比率は令和 2(2020)年度は 294.7%、令和 3(2021)年度は 331.7%、令和 4(2022)年度は 392.5%、令和 5(2023)年度は 461.0%、令和 6(2024)年度は 378.2%、と継続して 200%を超え資金繰りにも問題なく、健全な財務状況を示している。（一般に金融機関等では 200%以上であれば優良とみなしている。）

資産運用に関しては、「学校法人資産運用規程」【資料 6-4-1】に基づき行っている。令和 6(2024)年度末の運用資産の構成比率は預金 92.9%、国債 6.4%、投資有価証券 0.7%であり、為替リスクの伴う取引や信用取引、先物取引などは一切行っていない。

青森中央学院大学の事業活動収支差額は、令和 2(2020)年度は 85,543 千円、令和 3(2021)

年度は 161,558 千円、令和 4(2022)年度は 131,375 千円、令和 5(2023)年度は 56,818 千円、令和 6(2024)年度は△9,922 千円となり、事業活動収支差額比率は、令和 2(2020)年度は 4.7%、令和 3(2021)年度は 9.0%、令和 4(2022)年度は 7.2%、令和 5(2023)年度は 3.2%、令和 6(2024)年度は△0.6%で平成 10 年度開学以来（完成年度までを除く）の支出超過となった。

学校法人全体の「日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については経常収支差額が 3 か年のうち 2 か年以上赤字となり令和 6(2024)年度は「B0」のイエローゾーンの予備的段階となった。

しかしながら前述のとおり、法人・大学運営の財源は全て自己資金であり借入金もなく、教育活動資金収支差額は収入超過を継続している。令和 6(2024)年度決算において、翌年度繰越支払資金は 20 億 2,828 万円を有し資金繰りに問題がなく、安定した財政基盤が確立されている。

<エビデンス集>

【資料 6-4-1】学校法人資産運用規程

6-4-② 収支バランスの確保

収入と支出のバランスが保たれているか。

教育研究用の施設整備及び学習資源については、令和 2(2020)年度は演習室のパソコン入替更新等を実施し教育環境等の整備を図り、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全学生に修学支援金を支給した。令和 3(2021)年度については、自動証明書発行機の導入、図書館貸出返却装置機器入替更新などを実施し学生サービスの充実を図り、アクティブ・ラーニング室のパソコン入替更新及び大講義室の椅子及び机の更新を実施した。令和 4(2022)年度は正門リニューアル工事を行い、ランニングコスト削減および地球環境に配慮した地下水熱を利用した融雪設備工事を実施し教育環境等の整備を図ってきた。令和 5(2023)年度については、複数の講義室で映像・音響機器の更新を行った。また、非常用発電設備を導入し災害等に対応できる環境を整えた。令和 6(2024)年度は学生寮・大講義室・大学院・専門学校・カフェテリアがある学術交流会館の外壁等の大規模な改修工事を行い、昨年度に引き続き複数の講義室で映像・音響機器の更新を行った。こうした教育環境整備及び教育の質保証の向上、学生サービスの充実等のために、適切な予算配分、無駄のない予算執行等を実施してきた。教育研究経費比率は、直近 5 年間を見ても学校法人全体で 34%～38%台で推移し、経常収支差額比率は、0.9%～5%台で推移していたが、昨年度に引き続き令和 6(2024)年度は△6.0%と 2 期連続マイナスとなった。

青森中央学院大学の教育研究経費比率は令和 2(2020)年度は 42.8%、令和 3(2021)年度は 39.5%、令和 4(2022)年度は 41.6%、令和 5(2023)年度は 43.7%、令和 6(2024)年度は 44.3%、教育活動収支差額比率は、令和 2(2020)年度は 4.0%、令和 3(2021)年度は 8.5%、令和 4(2022)年度は 7.0%、令和 5(2023)年度は 2.9%、令和 6(2024)年度は△0.9%となり教育目的の達成のため教育研究経費への配分は適切に行われ、収支の均衡が保たれている。

外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入としては、科学研究費助成事業（科研費）をはじめ、自治体等からの受託事業、地域の公益財団等からの助成事業、私立大学等改革総合支援事業の獲得に努めている。教員の研究支援を所掌事項とする研究推進委員会が中心となり競争的研究資金の申請の支援に取り組み、令和6(2024)年度の科研費の受入れ実績は、8件（新規採択5件、継続3件）で交付額は12,120,000円であった。青森県内の地域における教育・研究活動等の振興を図り、学術・文化の発展に寄与することを目的とした公益財団法人青森文化振興財団の助成事業には、9件が採択され、交付額は3,099,647円であった。また、経常費補助金の獲得にも積極的に取り組み「私立大学等改革総合支援事業」については、令和2(2020)年度はタイプ1「特色ある教育の展開」及びタイプ3「地域社会への貢献（プラットフォーム型）」、令和3(2021)年度はタイプ3「地域社会への貢献（プラットフォーム型）」、令和4(2022)年度はタイプ3「地域社会への貢献（プラットフォーム型）」、令和5(2023)年度はタイプ1「特色ある教育の展開」及びタイプ3「地域社会の発展への貢献（プラットフォーム型）」令和6(2024)年度はタイプ3「地域社会への貢献（プラットフォーム型）」に選定されている。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

時代の変化に対応しながら、豊かな人間性をもって地域、そして世界で活躍する人材を養成すべく、学校法人全体として9つの戦略に区分した「青森田中学園中期経営計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し【資料 6-4-2】それに基づき、青森中央学院大学では、令和5(2023)年度～令和7(2025)年度の3年間、第2期中期計画【資料 6-4-3】を策定し、入学定員の確保と大学のブランド力の向上を目的として、「組織横断的な課題」を中心に事業に取り組んできた。

中期計画に基づき毎年度の事業計画と予算は、事務局長が中心となり、教学部門の各委員会から提案される事業計画を、各委員会の構成員となっている事務局職員を通して各課が集約し、事務局担当次長および各課長と協議し、最終的に次長・課長会議において調整を行い作成している。結果として、作成された事業計画や予算は関係部門の意向が集約されたものとなっている。

最終的に理事会で決定された事業計画は、年度始めに開催される辞令交付式・学園研修会において全教職員に提示される。予算の執行に関しては担当次長及び課長が把握しており、事業に係る支出の都度、稟議書や支出伺書が教職員から提出され、担当次長及び課長は予算との照合を行ったうえで経理責任者である総務管理部長を経て理事長が承認している。

日常的な出納業務は円滑に実施し、資産の取得状況および預貯金の出納に関しては、月次試算表として総務管理部長を経て理事長に報告している。

<エビデンス集>

【資料 6-4-2】 青森田中学園中期経営計画（令和3年度～令和7年度）

【資料 6-4-3】青森中央学院大学中期計画（令和5年度～令和7年度）

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

会計処理は「学校会計基準」「学校法人青森田中学園経理規程」【資料 6-5-1】、「学校法人青森田中学園経理規程施行細則」【資料 6-5-2】及び関連法令を遵守し適正に実施している。不明な点や判断の難しい場合は公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に質問・相談を行い指導・助言を受け適正に処理している。また、本学で使用している会計システム会社（グレープシティ株式会社：本社宮城県仙台市）主催の学校会計研修会やシステム操作セミナーに参加し、会計知識やシステム操作について学んでいる。

<エビデンス集>

【資料 6-5-1】学校法人青森田中学園経理規程

【資料 6-5-2】学校法人青森田中学園経理規程施行規則

予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

学校法人青森田中学園経理規程第 47 条の規定において、同一大科目内において理事長の承認を得て他の科目からの流用することができる。としているが、小科目ごとに予算と著しくかい離がある場合には、同規程第 49 条により予算の補正を行っている【資料 6-5-1】。

補正予算を行う際には適正に編成・執行および妥当性や必要性を監事が監査している。当初予算と同様、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の承認を得ている。

<エビデンス集>

【資料 6-5-1】学校法人青森田中学園経理規程

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人の選任を適切に行っているか。

毎年、監査内容および報酬額等について監査契約書を交わしている【資料 6-5-3】。令和 7(2025)年度より私学法改正に伴い、評議員会の決議によって選任する。

<エビデンス集>

【資料 6-5-3】 監査契約書

会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、法人に置く内部監査室による内部監査を行う体制を整備している。

公認会計士による会計監査は、毎会計年度中に定期的に行い、会計帳簿、証票書類の確認を行うほか、会計処理や財務状況に関しても指導のある場合は対処している。決算処理後の公認会計士による監査報告では、計算書類が学校法人会計基準に準拠し、会計年度の状況及び財政状況を適正に表示していると認め、特別な監査意見はない【資料 6-5-4】。

監事は会計担当者から決算報告を受け、計算書類の点検・確認を基本に会計担当者からヒアリングを実施している。決算理事会および評議委員会では監査の結果を報告している。

また、法人の業務状況や理事の業務執行状況を把握するほか、監事としての視点、見地から意見を述べている。

常に監査が可能なように監査室を設け、期中監査を実施するとともに、毎年 3 月には、当該年度の予算執行状況による補正予算及び次年度予算書の編成状況についても監査している【資料 6-5-5】。

なお、監事は文部科学省主催の「監事研修会」に参加（オンデマンド含む）し、学校法人を取り巻く環境や教育行政の動向についても認識を深めてもらうようにしており、その後開催される理事会、評議員会において報告をし、理事、評議員と情報の共有を図っている。

<エビデンス集>

【資料 6-5-4】 独立監査人の監査報告書

【資料 6-5-5】 学校法人青森田中学園監事監査規程

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、教養教育、設置校・学部を横断する教育等を計画・検証する組織として、期間教育センターを設置しており、「データサイエンス・AI リテラシー」をこれからの時代の必須能力と位置付け、この能力を本学の学生に身に付けてもらうために、令和 6(2024)年度より「データサイエンス・AI 基礎プログラム」を開始している。

結果として「データサイエンス・AI 基礎プログラム」が、経常費補助金の要件を満たし、新たに特別補助金（600 万円）の獲得ができた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

青森中央学院大学の事業活動収支差額が△9,922 千円と支出超過となっているが、法人・大学運営の財源は全て自己資本であり借入金もなく、資金繰りに問題はなく安定した財務

基盤が確立している。

しかしながら、理事会において、学生数の減少により経営面では厳しい状況であり、今までと同じことをするのではなく、新しい観点から色々な知恵を出し合い対策を考え、教職員一丸となって乗り越えて欲しいと、監事より意見があった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

定員の確保をするための新しい方策を、単に担当課に任せるのではなく、教職員一丸となって考えていく必要がある。また退学者を減らすために、学生に寄り添った指導を行っていく。

外部資金、経常費補助金の更なる獲得をめざすため、本学ができる新しい取組みをあらゆる角度から検証・検討、実行し、安定した財務基盤の確立を目指していく。

IV. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「青森中央学院大学学則」第 1 条第 1 項で明記している。	1-1
第 83 条の 2	—	本学では該当しない。	1-1
第 85 条	○	「青森中央学院大学学則」第 4 条第 1 項で明記している。	1-1
第 87 条	○	「青森中央学院大学学則」第 7 条第 1 項で明記している。	4-1
第 88 条	○	「青森中央学院大学学則」第 7 条第 3 項、第 29 条第 3 項及び第 34 条第 2 項で明記している。	4-1
第 88 条の 2	—	本学では該当しない。	4-1
第 89 条	—	本学では該当しない。	4-1
第 90 条	○	「青森中央学院大学学則」第 24 条で明記している。	3-1
第 92 条	○	「青森中央学院大学学則」第 6 条で明記している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	「青森中央学院大学学則」第 40 条で明記している。	5-1
第 104 条	○	「青森中央学院大学学則」第 18 条、「青森中央学院大学大学院学則」第 37 条及び第 38 条で明記している。	4-1
第 105 条	○	「青森中央学院大学学則」第 50 条で明記している。	4-1
第 108 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 3 条及び第 4 条で明記している。	3-1
第 109 条	○	「青森中央学院大学学則」第 2 条で明記し、大学ホームページで公表している。	2-2
第 113 条	○	「青森中央学院大学学則」第 3 条で明記し、大学ホームページで公表している。	4-2
第 114 条	○	「青森中央学院大学学則」第 6 条で明記している。	5-1 5-3
第 122 条	○	「青森中央学院大学学則」第 29 条第 1 項 1 号で明記している。	3-1
第 132 条	○	「青森中央学院大学学則」第 29 条第 1 項 3 号で明記している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「青森中央学院大学学則（別表含む）」に一から九までの事項について、明記している。	4-1 4-2
第 24 条	—	本学では該当しない。	4-2
第 26 条	○	「青森中央学院大学学則」第 39 条で明記している。	5-1

青森中央学院大学

第5項			
第28条	○	「学校法人青森田中学園文書取扱規程」で明記し、保存している。	4-2
第143条	—	本学では該当しない。	5-1
第146条	—	本学では該当しない。	4-1
第147条	—	本学では該当しない。	4-1
第148条	—	本学では該当しない。	4-1
第149条	—	本学では該当しない。	4-1
第150条	○	「青森中央学院大学学則」第24条で明記している。	3-1
第151条	—	本学では該当しない。	3-1
第152条	—	本学では該当しない。	3-1
第153条	—	本学では該当しない。	3-1
第154条	—	本学では該当しない。	3-1
第161条	○	「青森中央学院大学学則」第29条で明記している。	3-1
第162条	○	「青森中央学院大学外国人留学生規程」第3条で明記している。	3-1
第163条	○	「青森中央学院大学学則」第8条で明記している。	4-2
第163条の2	○	「青森中央学院大学科目等履修生規程」第6条で明記している。	4-1
第164条	○	「青森中央学院大学学則」第50条及び「青森中央学院大学における履修証明プログラムに関する規程」で明記している。	4-1
第165条の2	○	学部、研究科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生便覧で公表している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第166条	○	「青森中央学院大学学則」第2条で明記している。	2-2
第172条の2	○	「青森中央学院大学学則」第3条で明記しており、大学ホームページで公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第173条	○	「青森中央学院大学学則」第18条で明記している。	4-1
第178条	○	「青森中央学院大学学則」第29条で明記している。	3-1
第186条	○	「青森中央学院大学学則」第29条で明記している。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	大学設置基準を最低基準と捉え、「青森中央学院大学学則」第2条を踏まえて教育研究活動の水準の向上に努めている。	2-2 2-3
第2条	○	「青森中央学院大学学則」第1条で明記している。	1-1

青森中央学院大学

第2条の2	○	「青森中央学院大学学則」第26条及び「青森中央学院大学入学者選抜規程」に則り、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている。	3-1
第3条	○	学部は「青森中央学院大学学則」第4条で明記しており、教育研究上適当な組織、教員数を有している。	1-1
第4条	○	学科は「青森中央学院大学学則」第4条で明記しており、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えている。	1-1
第5条	—	本学では該当しない。	1-1
第6条	—	本学では該当しない。	1-1 4-2 5-2
第7条	○	「青森中央学院大学学則」第6条で明記しており、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員を置いている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	○	主要授業科目、主要授業科目以外の授業科目については、原則として基幹教員が担当している。 看護学部における実習については、助手が補助を行っている。	4-2 5-2
第9条	—	本学では該当しない。	4-2 5-2
第10条 (旧第13条)	○	定められた基幹教員数を満たしている。	4-2 5-2
第11条	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、FD・SD研修を実施し、能力及び資質の向上に努めている。	4-2 4-3 5-3
第12条	○	「青森中央学院大学学長選考規程」に基づき、選出している。	5-1
第13条	○	「青森中央学院大学教員選考（採用・昇任）規程」第5条で明記している。	4-2 5-2
第14条	○	「青森中央学院大学教員選考（採用・昇任）規程」第6条で明記している。	4-2 5-2
第15条	○	「青森中央学院大学教員選考（採用・昇任）規程」第7条で明記している。	4-2 5-2
第16条	○	「青森中央学院大学教員選考（採用・昇任）規程」第8条で明記している。	4-2 5-2
第17条	○	「青森中央学院大学教員選考（採用・昇任）規程」第9条で明記している。	4-2 5-2

青森中央学院大学

第 18 条	○	「青森中央学院大学学則」第 7 条第 4 項で明記している。	3-1
第 19 条	○	「青森中央学院大学学則」第 10 条で明記しており、学部ごとに定められたカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に教育課程を編成している。	4-2
第 19 条の 2	—	本学では該当しない。	4-2
第 20 条	○	「青森中央学院大学学則」第 12 条で明記している。	4-2
第 21 条	○	「青森中央学院大学学則」第 16 条の 2 で明記している。	4-1
第 22 条	○	学事暦を作成し、年間で 35 週間を確保している。	4-2
第 23 条	○	学事暦を作成し、前・後学期ともに 15 週間確保している。	4-2
第 24 条	○	英語やゼミナールなど同時に行う授業に関しては、教育効果を十分に上げられるような人数で設定している。	4-2
第 25 条	○	「青森中央学院大学学則」第 15 条で明記している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	シラバスで明示しており、学生は学内ポータルサイトから確認することができる。	4-1
第 26 条	—	本学では該当しない。	4-2
第 27 条	○	「青森中央学院大学学則」第 16 条で明記している。	4-1
第 27 条の 2	○	「青森中央学院大学学則」第 22 条で明記している。	4-2
第 27 条の 3	—	本学では該当しない。	4-1
第 28 条	○	「青森中央学院大学学則」第 20 条で明記している。	4-1
第 29 条	—	本学では該当しない。	4-1
第 30 条	○	「青森中央学院大学学則」第 21 条で明記している。	4-1
第 30 条の 2	—	本学では該当しない。	4-2
第 31 条	○	「青森中央学院大学学則」第 42 条で明記している。	4-1 4-2
第 32 条	○	「青森中央学院大学学則」第 18 条で明記している。	4-1
第 33 条	—	本学では該当しない。	4-1
第 34 条	○	校地については、教育にふさわしい環境をもち、学生が交流、休息その他に利用できる空地を有している。	3-5
第 35 条	○	運動場、体育館、寄宿舎を敷地内に設けている。	3-5
第 36 条	○	教育研究に支障のない施設を備えている。	3-5
第 37 条	○	校地の面積については、基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積については、基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	学部の種類、規模等に応じ、図書、教育研究上必要な資料は図書館に備えている。	3-5
第 39 条	—	本学では該当しない。	3-5
第 39 条の 2	—	本学では該当しない。	3-5
第 40 条	○	機械、器具及び標本は、必要な種類及び数を備えている。	3-5
第 40 条の 2	—	本学では該当しない。	3-5

青森中央学院大学

第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	本学では該当しない。	4-2
第 42 条	—	本学では該当しない。	1-1
第 42 条の 2	—	本学では該当しない。	3-1
第 42 条の 3	—	本学では該当しない。	5-2
第 42 条の 4	—	本学では該当しない。	4-2
第 42 条の 5	—	本学では該当しない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	本学では該当しない。	4-2
第 42 条の 7	—	本学では該当しない。	4-2
第 42 条の 8	—	本学では該当しない。	4-1
第 42 条の 9	—	本学では該当しない。	4-1
第 42 条の 10	—	本学では該当しない。	3-5
第 43 条	—	本学では該当しない。	4-2
第 44 条	—	本学では該当しない。	4-1
第 45 条	—	本学では該当しない。	4-1
第 46 条	—	本学では該当しない。	4-2 5-2
第 47 条	—	本学では該当しない。	3-5
第 48 条	—	本学では該当しない。	3-5
第 49 条	—	本学では該当しない。	3-5
第 49 条の 2	—	本学では該当しない。	4-2
第 49 条の 3	—	本学では該当しない。	5-2
第 49 条の 4	—	本学では該当しない。	5-2
第 58 条	—	本学では該当しない。	1-1
第 59 条	—	本学では該当しない。	3-5
第 61 条	—	本学では該当しない。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1

青森中央学院大学

第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2

青森中央学院大学

			5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2

青森中央学院大学

			5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5
			4-2
			5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「青森中央学院大学学則」第 18 条及び「青森中央学院大学学位規程」第 3 条で明記している。	4-1
第 2 条の 3	—	本学では該当しない。	4-1
第 10 条	○	「青森中央学院大学学則」第 18 条及び「青森中央学院大学学位規程」第 2 条で明記している。	4-1
第 10 条の 2	—	本学では該当しない。	4-1
第 13 条	○	「青森中央学院大学学位規程」で明記している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	学校法人の関係者に対し特別の利益を与えていない。	6-1
第 27 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 69 条で明記している。	6-1
第 29 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 7 条で明記している。	6-2
第 30 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 8 条で明記している。	6-2
第 31 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 9 条で明記している。	6-2
第 36 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 13、14 条で明記している。	2-1
			2-3
			6-1
			6-2
第 37 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 15 条で明記している。	6-1
			6-2
第 39 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 17 条で明記している。	6-1
			6-2
			6-3
第 43 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 22 条で明記している。	6-2
第 45 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 23 条で明記している。	6-3

青森中央学院大学

第 46 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 24 条で明記している。	6-3
第 52 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 29 条で明記している。	6-3
第 54 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 30 条第 3 項で明記している。	6-3
第 55 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 29 条第 1 項第 3 号で明記している。	6-3
第 56 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 29 条第 1 項第 4 号で明記している。	6-3
第 61 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 32 条で明記している。	6-3
第 62 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 33 条で明記している。	6-3
第 66 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 37 条で明記している。	6-3
第 78 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 47 条で明記している。	6-3
第 80 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 50 条で明記している。	6-3 6-5
第 86 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 55 条で明記している。	6-5
第 99 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 57 条で明記している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 58 条で明記している。	6-2 6-3
第 103 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 68 条で明記している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 55 条で明記している。	6-2 6-5
第 105 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 68 条で明記している。	6-3
第 106 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 69 条で明記している。	6-1
第 107 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 55 条及び第 69 条で明記している。	6-1
第 108 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 71 条で明記している。	6-1
第 144 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 5 条第 3 項で明記している。	6-5
第 145 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 23 条で明記している。	6-3
第 146 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 9 条で明記している。	6-2
第 148 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 57 条で明記している。	1-1 2-1 2-3 6-1

青森中央学院大学

			6-4
第 151 条	○	「学校法人青森田中学園寄附行為」第 75 条で明記している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 2 条で明記している。	1-1
第 100 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 4 条で明記している。	1-1
第 102 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 15 条で明記している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	青森中央学院大学大学院学則」第 15 条で明記している。	3-1
第 156 条	—	本学大学院では該当しない。	3-1
第 157 条	—	本学大学院では該当しない。	3-1
第 158 条	—	本学大学院では該当しない。	3-1
第 159 条	—	本学大学院では該当しない。	3-1
第 160 条	—	本学大学院では該当しない。	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準と捉え、「青森中央学院大学大学院学則」第 3 条を踏まえて教育研究活動の水準の向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 2 条で明示している。	1-1
第 1 条の 3	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 8 条第 2 項 1 号及び 17 条に則り、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている。	3-1
第 2 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 4 条で明記している。	1-1
第 2 条の 2	—	本学大学院では該当しない。	1-1
第 3 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 2 条及び第 12 条で明記している。	1-1
第 4 条	—	本学大学院では該当しない。	1-1
第 5 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 4 条及び第 6 条で明記している。	1-1
第 6 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 4 条で明記している。	1-1
第 7 条	○	研究科の目的にふさわしいものとなるよう配慮し、学部と連携を図っている。	1-1
第 7 条の 2	—	本学大学院では該当しない。	1-1

青森中央学院大学

			4-2 5-2
第7条の3	—	本学大学院では該当しない。	1-1 4-2 5-2
第8条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第6条で明記しており、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等を置いている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	本学大学院では学部の教員が兼ねており、適正に配置している。	4-2 5-2
第9条の3	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、FD・SD研修を実施し、能力及び資質の向上に努めている。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第5条で明記している。	3-1
第11条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第23条で明記しており、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に教育課程を編成している。	4-2
第12条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第23条で明記している。	3-2 4-2
第13条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第23条及び第29条で明記している。	3-2 4-2
第14条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第23条第2項で明記している。	4-2
第14条の2	○	「青森中央学院大学大学院学則」第28条で明記している。	4-1
第15条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第9条、第10条、第11条、第24条、第27条、第30条、第31条及び第41条で明記している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第16条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第37条で明記している。	4-1
第17条	—	本学大学院では該当しない。	4-1
第19条	○	教育研究に必要な教室等については、学部と共用している。また、大学院生用の研究室を備えている。	3-5
第20条	○	機械、器具及び標本は、必要な種類及び数を備えている。	3-5
第21条	○	図書、教育研究上必要な資料は図書館に備えている。	3-5
第22条	○	教育研究上支障がない範囲で、施設及び設備を学部と共用している。	3-5
第22条の2	—	本学大学院では該当しない。	3-5

青森中央学院大学

第 22 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 23 条	—	本学大学院では該当しない。	1-1
第 24 条	—	本学大学院では該当しない。	3-5
第 25 条	—	本学大学院では該当しない。	4-2
第 26 条	—	本学大学院では該当しない。	4-2
第 27 条	—	本学大学院では該当しない。	4-2 5-2
第 28 条	—	本学大学院では該当しない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	本学大学院では該当しない。	3-5
第 30 条	—	本学大学院では該当しない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	本学大学院では該当しない。	4-2
第 31 条	—	本学大学院では該当しない。	4-2
第 32 条	—	本学大学院では該当しない。	4-1
第 33 条	—	本学大学院では該当しない。	4-1
第 34 条	—	本学大学院では該当しない。	3-5
第 34 条の 2	—	本学大学院では該当しない。	4-2
第 34 条の 3	—	本学大学院では該当しない。	5-2
第 42 条	—	本学大学院では該当しない。	3-3
第 43 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 46 条及び大学ホームページで情報公開している。	3-4
第 45 条	—	本学大学院では該当しない。	1-1
第 46 条	—	本学大学院では該当しない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1

青森中央学院大学

			5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1

青森中央学院大学

			4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	「青森中央学院大学大学院学則」第 38 条及び、「青森中央学院大学大学院 学位規則」第 3 条で明記している。	4-1
第 4 条	—	本学大学院では該当しない。	4-1
第 5 条	—	本学大学院では該当しない。	4-1
第 5 条の 3	—	本学大学院では該当しない。	4-1
第 12 条	—	本学大学院では該当しない。	4-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2

青森中央学院大学

			4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。